

第三百三十一回 参議院厚生委員会會議録第八号

平成六年十二月五日(月曜日)
午後六時八分開会

委員の異動

十一月二日

辞任

補欠選任

糸久八重子君

竹村 泰子君

十一月十八日

辞任

補欠選任

西山登紀子君

吉岡 吉典君

十一月二十一日

辞任

補欠選任

吉岡 吉典君

西山登紀子君

出席者は左のとおり。

委員長

種田 誠君

理事

清水嘉子子君

宮崎 秀樹君

菅野 壽君

横尾 和伸君

委員

石井 道子君

尾辻 秀久君

大浜 方栄君

佐々木 満君

前島英三郎君

今井 澄君

日下部代子君

竹村 泰子君

堀 利和君

勝木 健司君

萩野 浩基君

高桑 栄松君

西山登紀子君

発議者 横尾 和伸君

発議者 勝木 健司君

国務大臣

厚生大臣 井出 正一君

政府委員

厚生大臣官房長 山口 剛彦君

厚生省保健医療局長 谷 修一君

事務局側

常任委員会専門員 水野 国利君

本日の会議に付した案件

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○原子爆弾被爆者援護法案(横尾和伸君外一名発議)

○委員長(種田誠君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案及び原子爆弾被爆者援護法案を一括して議題といたします。

まず、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。井出厚生大臣。

○国務大臣(井出正一君) ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国は、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、核兵器の究極的廃絶と世界恒久平和の確立を全世界に訴え続けてまいりました。また、被爆者の方々に対しては、原子爆弾被爆者の医療等に

関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づき、医療の給付、手当等の支給を初めとする各般の施策を講じ、被爆者の健康の保持増進と福祉を図ってきたところであります。が、高齢化の進行など被爆者を取り巻く環境の変化を踏まえ、現行の施策を充実発展させた総合的な対策を講ずることが強く求められてきております。

こうした状況を踏まえ、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原爆死没者のとうとい犠牲を銘記するため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律におきましては、特に前文を設け、法制定の趣旨を明らかにするとともに、国の責任において総合的な被爆者対策を実施することとを明確にすることとしております。

第二に、被爆者であつて、広島及び長崎で被爆し葬祭料制度の対象となる前に死亡した者の遺族である方に対し、特別葬祭給付金を支給することとしております。

第三に、国は、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験を次の世代に伝えるとともに、原爆死没者の方々に對する追悼の意をあらわす事業を行うこととしております。

第四に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づく各種の手当等につきましては、これを引き続き支給することとしておりますが、健康管理手当等の手当に現在設けられている所得制限につきましても、これを撤廃することとしております。

第五に、福祉事業の実施及びこれに対する補助を法定化するとともに、原子爆弾の放射能が身体に及ぼす影響についての調査研究を促進するための規定の整備を図ることとしております。

以上のほか、各種手当等の支給とともに、被爆者対策の柱となつております医療の給付につきましても、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき施策を引き続き行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、平成七年七月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(種田誠君) 次に、原子爆弾被爆者援護法案について、発議者横尾和伸君から趣旨説明を聴取いたします。横尾君。

○横尾和伸君 私は、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者援護法案につきまして、新緑風会及び公明党・国民会議を代表して、その提案の理由及び趣旨を御説明申し上げます。

昭和二十年八月、広島市、次いで長崎市に投下された原子爆弾は、一閃両市を焦土と化し、実に三十万人余のとうとい生命を奪つたのであります。

核爆弾の爆発時に放射される強烈な放射線、熱線及び爆風は、その複合的效果によつて、大量かつ無差別に市民を殺傷し、あらゆるものを破壊し尽くしました。また、爆発時に空中で生成された強い放射能を持つ核分裂生成物、いわゆる死の灰は、地上にちりや黒い雨となつて降り注ぎ、奇跡的に一命を取りとめた人たちにさらなる放射線被曝を与えたのみならず、体内に入り込んで深刻な放射線体内被曝をもたらしたのであります。この原爆による被害は、通常の爆弾等、他のい

かなる兵器による被害とも比べることのできない特異な質的損害及びはかりがたい量的損害をもたらすことを如実に示したのであります。いかなる理由があるにせよ、絶対に二度とあつてはならないのであります。

したがって、原爆等の核爆弾は、人間の生存の権利を根本的に脅かすものであり、かつ、あらゆる生物の生存や繁栄を脅かす悪魔の兵器であり、許すべからざる絶対悪と断じなければなりません。

人類史上初の原子爆弾被爆国となった我が国は、このような非人道的な悪魔の兵器とも言うべき核爆弾の惨禍を、地球上のいかなる地点においても再び繰り返させないとの強い決意と真摯な祈りを込めて、核兵器の究極的廃絶と恒久平和の確立を全世界に訴え続けるべきであります。

被爆後五十年を迎えようとしている現在、最も大切なことは、このような考えをより強い社会的決意とすることであり、そのための手がかりとなり、かつ、象徴ともなる具体的措置を制度化することであります。

既に御承知のとおり、良識の府たる参議院では、既にこのような趣旨を踏まえ、国家補償の精神に基づき措置として、平成元年と同四年の二回にわたり原子爆弾被爆者等援護法案を可決しているのであります。

また、現行の原爆二法、すなわち原爆医療法及び原爆特別措置法が、広い意味における国家補償の見地に立つという基本的考え方によるものであり、従来から延々と続けられてきた関係者の並み並みならぬ努力の成果であることを忘れてはならないのであります。

しかるに、今回衆議院から送付されてきた政府提案による法案は、これらの重要なポイントを十分踏まえたものと到底言いがたいものとなつてゐるのであります。すなわち政府案は、生存被爆者を対象とした援護対策をいわゆる事後処理として国が行うことを基本としており、国家補償的配慮によるものではないのであります。

今回私たちが提案しました法案の主眼は国家補償的配慮に基づくものとしたことでありまして、次にこの件について申し上げます。

被爆者の健康上の障害がかつて例を見ない特異かつ深刻なものであることを考えれば、国は社会保障の観点から被爆者対策を講じなければならないことは当然であります。昭和五十三年の最高裁判決が指示するように、かかる特殊な戦争被害の原因をさかのばれば、戦争の遂行主体であつた国の行為に起因する被爆によつて、健康が損なわれ生活上の危険な損失が生じたものであるという観点に目を閉じることが許されません。つまり、原爆医療法及び原爆特別措置法のいわゆる現行二法も、社会保障と国家補償の二つの側面を有する複合的性格を持っていることであり、このことは、前述の最高裁判決では、「国家補償的配慮」という言葉で表現されております。また、昭和五十三年の原爆被爆者対策基本問題懇談会の報告書では、広い意味での国家補償という表現になっております。したがって、原爆被爆者対策が国家補償的配慮に基づいて行われるべきというこの国民的合意は既に形成されていると言わなければなりません。

私たちは、かかる事実を直視して、国家補償的配慮を制度の根底に厳然と据えて、葬祭料制度発足前に亡くなられた原子爆弾死没者の遺族に対する特別給付金の支給を含め万全の援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者という犠牲者を銘記するための事業を行うこととしたものであります。以上がこの法案を提案した理由であります。

以下、本法律案の概要を御説明申し上げます。まず第一は、健康管理及び医療の給付であります。被爆者の健康管理のために毎年健康診断を行うものとするとともに、被爆者の負傷または疾病につき医療を受けたときは、当該医療に要した費用を限度として、一般疾病医療費を支給することとしたしました。

第二は、被爆者年金を支給することであり、

被爆者の健康障害の程度に応じて年額最低二十万四千円から最高六十万円（原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者である者にあつては五十五万九千二百円を加算した額）までの範囲内で年金を支給し、年金額は物価スライド方式による改定を行うものとし、その他医療手当、介護手当を所要の者に支給することとし、これらの給付についてはすべて所得制限を行わないこととしたしました。また、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に、葬祭料を支給することとしたしました。

第三は、特別給付金を支給することであり、葬祭料制度発足前に亡くなられた原子爆弾死没者の遺族に対し、国家的関心の表明として、また、核兵器廃絶の祈りを込めて、特別給付金として十万円を二年以内に償還すべき国債をもつて交付することとしたしました。

第四は、福祉事業として、相談事業のほか、居室において日常生活を営むに必要な便宜供与事業及び養護事業を行うこととしたしました。

第五は、平和祈念事業を行うことであり、国は、原子爆弾による犠牲者を銘記し、かつ、恒久平和を祈念するための事業を行うこととしたしました。

第六は、厚生大臣の諮問機関として原子爆弾被爆者援護審議会を設けることとしたしました。

第七は、国は、この法律の規定により都道府県が行う事業に要する費用の全部または一部を補助することとしたしました。

第八は、放射線影響研究所の法的な位置づけを明確にするとともに、必要な助成を行うこととしたしました。

なお、この法律は、平成七年七月一日から施行することとするとともに、現行の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を廃止することとしたしました。以上が、この法律案の提案の理由及び趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決され

るようお願い申し上げます。
○委員長（種田誠君） 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。
両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時二十一分散会

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第二四九号）（第二五〇号）（第二五三三号）（第二五四号）
- 一、保育制度の改善と充実に関する請願（第二五五号）
- 一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第二五七号）
- 一、男性介護人に関する請願（第二五八号）
- 一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願（第二五九号）
- 一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第二六一号）
- 一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第二七〇号）（第二七一号）
- 一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第二七五号）
- 一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第二八三号）（第二八五号）（第二八六号）（第二八七号）（第二八八号）（第二八九号）（第二九〇号）
- 一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第二九四号）
- 一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第三三三三号）（第三三五五号）（第三三六六号）（第三三七七号）（第三三八八号）（第三三九九号）
- 一、国民本位の公的年金制度改革に関する請願（第三三三九号）（第三四〇号）（第三四一四号）（第三四二五号）

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡幡豆町大字寺部字林

添八九ノ一 原田秀二

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二七一号 平成六年十月二十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 鳥取県米子市加茂町二ノ一六 川口貞良

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二七五号 平成六年十月二十五日受理

被爆者援護法の早期制定に関する請願(五通)

請願者 茨城県水戸市見和三ノ一、三三二ノ一四 寺田由枝 外四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二八三号 平成六年十月二十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 岐阜市神田町二丁目 高井成雄

紹介議員 岩崎 昭弥君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二八五号 平成六年十月二十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡幡豆町大字寺部字林

添八九ノ一 三浦庄市

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二八六号 平成六年十月二十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原六ノ一三ノ一

三 磯崎善美

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二八七号 平成六年十月二十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 岡山県津山市山下三〇ノ九 有宗武男

紹介議員 加藤 紀文君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二八八号 平成六年十月二十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 山形市木の実町一ノ一〇 岩城久太郎

紹介議員 鈴木 貞敏君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二八九号 平成六年十月二十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 三重県上野市丸之内三七ノ二 本城政利

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二九〇号 平成六年十月二十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 神奈川県平塚市中原二ノ二二ノ二

〇 笠井一栄

紹介議員 柳川 覺治君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二九四号 平成六年十月二十六日受理

被爆者援護法の早期制定に関する請願(五通)

請願者 広島市安佐南区高取北一ノ一ノ二

二 花山恭子 外四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三二三号 平成六年十月二十六日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 秋田県大曲市通町八ノ五〇 鈴木

正俊 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三二五号 平成六年十月二十六日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡幡豆町大字寺部字林添

八九ノ一 大澤一三

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三二六号 平成六年十月二十六日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 山形県上山市矢来三ノ二ノ一二

大泉欣一

紹介議員 鈴木 貞敏君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三二七号 平成六年十月二十六日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂四ノ四ノ五

笹本昭一

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三二八号 平成六年十月二十六日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 広島市安佐北区深川五ノ二ノ二

一 増井克志

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三二九号 平成六年十月二十六日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 静岡県裾野市深良四五一 藤井碩哉

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三三九号 平成六年十月二十六日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 神戸市西区竜が岡二ノ六ノ三 山下 外六千七百七十八名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三四〇号 平成六年十月二十六日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 宮崎県延岡市桜小路三三八ノ一

岩本博之 外六千七百七十八名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三四一号 平成六年十月二十六日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 東京都世田谷区千歳台一ノ三六ノ三 久川智恵子 外六千七百七十八名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三四二号 平成六年十月二十六日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡時津町元村郷三七

九ノ一三 松本真司 外六千七百七十八名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三四三号 平成六年十月二十六日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 北海道小樽市最上二ノ一五ノ八

児玉このみ 外六千七百七十八名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三四四号 平成六年十月二十六日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 秋田県大曲市緑町六ノ一 田代

紹介議員 弘見 外六千七百七十八名

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三四五号 平成六年十月二十六日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市川崎一ノ四ノ一六

紹介議員 野村茂 外六千七百七十八名

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三四六号 平成六年十月二十六日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡高畑一〇ノ九六

紹介議員 山田由紀 外六千七百七十七名

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三四七号 平成六年十月二十六日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 福井市高木中央二ノ三、八一六

紹介議員 佐々木一彦 外六千七百七十七名

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三四八号 平成六年十月二十六日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石四、七五四ノ六

紹介議員 北原幸 外六千七百七十七名

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三四九号 平成六年十月二十六日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 千葉県流山市東初石一ノ一二五ノ四

紹介議員 菅原道美 外六千七百七十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三五二号 平成六年十月二十七日受理

被爆者援護法の早期制定に関する請願(五通)

請願者 茨城県水戸市双葉台一ノ三ノ九

紹介議員 平塚佐智子 外四名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三五五号 平成六年十月二十七日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 香川県木田郡牟礼町二〇九ノ一

紹介議員 太田憲邦

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三五八号 平成六年十月二十七日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 川崎市多摩区登戸二、七一九モリ

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三六二号 平成六年十月二十七日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 山形県東置賜郡川西町大字上小松

紹介議員 鈴木 貞敏君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三六三号 平成六年十月二十七日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 静岡県駒形通四ノ五ノ一六

紹介議員 鈴木 弘

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三六五号 平成六年十月二十七日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 富山県新湊市本町二ノ一〇ノ三五

紹介議員 明要人

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三六六号 平成六年十月二十七日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(二通)

請願者 北九州市小倉北区榭屋町一三ノ一

紹介議員 毎日会館 梅原祐治 外一名

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三六九号 平成六年十月二十七日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 群馬県沼田市西倉内町六六九ノ一

紹介議員 割田是敏

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

十一月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願(第三七三三号)

一、国民本位の公的年金制度改革に関する請願(第三七九号)(第三八〇号)(第三八一号)(第三八二号)(第三八三号)(第三八四号)(第三八五号)(第三八六号)(第三八七号)(第三八八号)(第三八九号)

一、医療・年金・福祉の改善に関する請願(第三九〇号)(第三九一号)(第三九二号)(第三九三三号)(第三九四号)(第三九五号)(第三九六号)(第三九七号)(第三九八号)(第三九九号)(第四〇〇号)

一、国民健康保険組合育成強化等に関する請願(第四〇一号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第四一七号)

一、カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹

底に関する請願(第四二〇号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第四二二号)(第四二三号)(第四二四号)

一、カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願(第四二六号)(第四二八号)

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願(第四三二号)

一、年金制度の改善に関する請願(第四三七号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第四三九号)(第四四〇号)(第四四三三号)(第四四四号)(第四四五号)(第四四六号)

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願(第四四九号)

一、男性介護人に関する請願(第四五二号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願(第四五三三号)

一、男性介護人に関する請願(第四五四号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願(第四五五号)

一、国民本位の公的年金制度改革に関する請願(第四五八号)(第四五九号)(第四六〇号)(第四六一号)(第四六二号)(第四六三三号)(第四六四号)(第四六五号)(第四六六号)(第四六七号)(第四六八号)

一、公的年金制度改善・拡充に関する請願(第四六九号)(第四七〇号)(第四七一七号)(第四七二二号)(第四七三三号)(第四七四四号)(第四七五五号)(第四七六六号)(第四七七七号)(第四七八号)(第四七九号)

一、公的年金制度の抜本的改善に関する請願(第四八〇号)(第四八一七号)(第四八二二号)

一、公的年金制度及び医療・福祉制度の改善に関する請願(第四八三三号)

一、国民年金を始め公的年金制度の改善に関する

る請願(第四八四号)

一、社会保障の拡充に関する請願(第四八五号)

一、年金制度の拡充に関する請願(第四八七号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第四九三号)(第四九四号)(第四九五号)(第四九六号)(第四九九号)(第五〇〇号)

一、人工肛門・人工膀胱(ぼうこう)造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願(第五〇一号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第五〇三号)

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願(第五〇五号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第五〇九号)

一、年金制度の抜本的改善に関する請願(第五一四号)

一、公的年金制度改善・拡充に関する請願(第五一七号)

一、国民本位の公的年金制度改革に関する請願(第五一八号)(第五一九号)(第五二〇号)(第五二一号)(第五二二号)(第五二三号)(第五二四号)(第五二五号)(第五二六号)(第五二七号)(第五二八号)

一、臓器移植法案廃案に関する請願(第五三〇号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第五三六号)(第五三七号)(第五三八号)(第五三九号)(第五四〇号)

第三七三号 平成六年十月二十八日受理

被爆者援護法の早期制定に関する請願(五通)

請願者 茨城県勝田市馬渡二、九一四ノ三

二 今井知宏 外四名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三七九号 平成六年十月二十八日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者

秋田県横手市上真山一九七ノ三

請願者 富山県高岡市井口本江一二二ノ一

一 早川佳余 外七千八百五十八名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三八〇号 平成六年十月二十八日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 静岡県掛川市下俣九九七ノ一〇

佐々木義明 外七千八百五十八名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三八一号 平成六年十月二十八日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 東京都東村山市萩山町三ノ三二ノ五

松野卓也 外七千八百五十八名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三八二号 平成六年十月二十八日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市伊勢町三三九ノ一

多田昌司 外七千八百五十八名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三八三号 平成六年十月二十八日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 北海道帯広市西二十条南四ノ九ノ一九

加藤真由美 外七千八百五十八名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三八四号 平成六年十月二十八日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 秋田県横手市上真山一九七ノ三

吉成哲夫 外七千八百五十八名

立木 洋君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三八五号 平成六年十月二十八日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 京都市西京区川島東代町五一ノ四

〇八 小森保彦 外七千八百五十八名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三八六号 平成六年十月二十八日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 滋賀県大津市下阪本三ノ一〇ノ二

二 田中敏也 外七千八百五十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三八七号 平成六年十月二十八日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 横浜市旭区さちが丘一六四ノ三

石毛浩美 外七千八百五十八名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三八八号 平成六年十月二十八日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 福島県岩瀬郡岩瀬村今泉町内一九

四 深沢あや子 外七千八百五十八名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三八九号 平成六年十月二十八日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 長野県飯田市白山通り二ノ三三八

ノ五 下平勉 外七千八百五十八名

名 紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三九〇号 平成六年十月二十八日受理

医療・年金・福祉の改善に関する請願

請願者 埼玉県上尾市原市三、三三六原市

団地三ノ二ノ三〇二 常田曉 外

千九百八十五名

紹介議員 市川 正一君

日本国憲法第二十五条は、すべての国民に健康で文化的な生活を保障し、そのために社会福祉・社会保険などの向上に国が努力することを義務付けている。今、埼玉県民は、出口の見えない不況と雇用情勢の悪化の下で、賃金は上がらず生活の困難が広がっている。加えて、年金の制度の改定や医療の負担増、福祉の負担増が多額の勤労国民に堪え難い不安を与えている。社会保険の充実、暮らしの安定を図ることは急務である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、国保への国庫補助を元に戻して引き上げ、国保税(料)負担を軽減すること。

二、医療保険の給付内容の向上と診療報酬の改善を図り、安心して掛かる医療を確立すること。入院給食費の患者負担を撤廃すること。また、風邪薬の保険外しなど保健給付の縮小をしないこと。

三、すべての健康保険の給付を十割にすること。当面、老人医療の無料化及び健保本人の十割給付を元に戻し、乳幼児、障害者、一人親世帯などの医療費を無料化すること。

四、月額七万円以上の最低保障年金を創設すること。当面、基礎年金の国庫負担を引き上げるとともに、年金保険料(掛金)を軽減すること。無年金障害者の救済措置を講ずること。

五、福祉の措置制度を堅持するとともに、国庫負担を八割に戻すこと。社会福祉施設の利用料負担を軽減すること。老人保健福祉計画に基づき福祉施設の建設などに対する財源を保

障すること。
六、医療、福祉従事者の労働条件改善と増員を
行うこと。

第三九一号 平成六年十月二十八日受理

医療・年金・福祉の改善に関する請願

請願者 埼玉県所沢市山口一、二二二ノ二

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九二号 平成六年十月二十八日受理

医療・年金・福祉の改善に関する請願

請願者 埼玉県草加市青柳八ノ一〇ノ一五

紹介議員 鈴木正一 外千九百八十四名

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九三号 平成六年十月二十八日受理

医療・年金・福祉の改善に関する請願

請願者 埼玉県日高市下高萩新田一二七ノ

紹介議員 三六 川端勇男 外千九百八十四名

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九四号 平成六年十月二十八日受理

医療・年金・福祉の改善に関する請願

請願者 埼玉県大宮市今羽町二八九ノ二

紹介議員 佐々木金一郎 外千九百八十五名

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九五号 平成六年十月二十八日受理

医療・年金・福祉の改善に関する請願

請願者 埼玉県川口市新井宿九七七 甲斐

紹介議員 糸子 外千九百八十四名

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九六号 平成六年十月二十八日受理

医療・年金・福祉の改善に関する請願

請願者 埼玉県桶川市上日出谷八三〇ノ一

紹介議員 〇〇 飯窪辰紀 外千九百八十五名

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九七号 平成六年十月二十八日受理

医療・年金・福祉の改善に関する請願

請願者 埼玉県富士見市水子一、八三七ノ

紹介議員 二 居城英和 外千九百八十五名

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九八号 平成六年十月二十八日受理

医療・年金・福祉の改善に関する請願

請願者 埼玉県坂戸市関間三ノ一二ノ五三

紹介議員 〇二 田中正二 外千九百八十五名

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九九号 平成六年十月二十八日受理

医療・年金・福祉の改善に関する請願

請願者 埼玉県川越市今福一、七三八ノ四

紹介議員 今福地一ノ四〇四 福島香代

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第四〇〇号 平成六年十月二十八日受理

医療・年金・福祉の改善に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市桜町六ノ四ノ一〇

紹介議員 鈴木英正 外千九百八十四名

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第四〇一号 平成六年十月二十八日受理

国民健康保険組合育成強化等に関する請願

請願者 横浜市泉区岡津町一七ノ一 前川

紹介議員 次郎 外三百七十七名

建設産業に働く私たち建設労働者・職人は、業界

特有の重層下請の下、不安定な雇用形態に置かれ

ている。また、私たちの努力にもかかわらず賃金

形態においては、日給の仲間が多く、賃金や労働

時間を始め諸労働条件においても厳しい環境下に

ある。こうした中で、一たび病気がかかれば生活

の基盤が危うくなる私たちと家族にとって、建設

国保は、命と健康を守る上で欠かせない大切な制

度である。昭和四十五年の建設国保組合設立以来、

今日まで私たちは健全運営を目指し医療費削減、

健康づくり、病気の早期発見早期治療を目指す健

康診断の実施、労災や第三者行為対策、相次ぐ保

険料の引上げなど懸命の努力を積み重ねてきた。

ついで、私たちの願いと努力が報われる健全運

営の確保と制度の安定が図れるよう、次の事項に

ついて実現を図りたい。

請願者 千葉県流山市流山二ノ三〇四 寺

田英一

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第四二〇号 平成六年十月二十八日受理

カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッ

サージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関す

る請願

請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ一〇ノ

紹介議員 清水嘉子君

カイロプラクティック・整体術等、無免許・医学的

無教育の、あん摩マッサー指圧類似行為は、昭

和二十二年法律第二十七号「あん摩マッサー指

圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」第一条又

は第十二条に明白に違反する行為として、その規

制・取締りを徹底する等、必要な措置を講じ、国民

の保健・衛生の誤り無き普及・向上を図る一方、正

規の、あん摩マッサー指圧師の職域の確保を図

りたい。

理由

昨今、カイロプラクティック・整体術等を標ぼう

する、あん摩マッサー指圧指圧類似の行為がは

ん濫している。これらの療術行為について、法律

的にはもちろん、社会的・国家的に認められた正

規的教育機関は全く無く、したがって彼らの行為

は無免許・医学的無教育であり、正に、見様見まね

の非科学的療術行為である。このことは、彼らの

広告が雄弁に物語っている。その内容は、医学的

には有り得ないこと、つまり、カイロプラクティ

ック・整体術等によって「癌(がん)・胃潰瘍(かい

よう)・骨変形・骨粗しょう症が治る」、「高血圧・

脳梗塞(こうそく)・リウマチ・糖尿病が治癒する」

などの虚偽の誇大広告を、不特定多数の人々に配

付し、病苦に悩む患者大衆に対して、詐欺まがいの

方法により高額の治療費を費やさせた上、正当

な医療を受けるチャンスを失わせ、取り返しので

ない事態を招いているにもかかわらず、疾病

の本態を理解すること無く、対症的施術に終始するため、骨粗しょう症患者の骨折を来したり、癌の転移を招くなど、多くの事故やリスクを惹き起している。以上の事実を照らしても、これらの無免許・医学的無教育の違法施術を、このまま放置することは、憲法第二十五条「健康で文化的な生活を営む権利を有する」の条文に違反するものである。カイロプラクター及び整体術等の業者が行っている施術行為は、あん摩マッサージ指圧師の治療行為と同じ内容である。カイロプラクティックと称する行為は、古来、あん摩マッサージ指圧師が行ってきた背部圧迫法・脊（せき）柱矯正法などと同じ内容であり、整体術師と称する人々が行っている施術は、古来、あん摩マッサージ指圧師が行ってきた運動法（運動操作）と全く同じ内容である。したがって、これらの内容は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」第一条の「それぞれ免許を受けなければならぬ」に、または、同法第十二条の「第一条に掲げるものを除く外、医療類似行為を業としてはならない」のいずれか又は両方に違反していることは明らかであり、即刻、取り締まるべきと確信する。行政当局に対して、以上につき、再々訴えているが、昭和三十五年に下された最高裁判決に影響されて、全く取締りの実が上らないのが実状であり、その上「取り締まる法律が無い」と言っている現状は極めて遺憾である。また、非常に重要なことは、江戸時代から我が国の視覚障害者の自立を促してきた職域であった重要な職場を、何の制限も受けない違法業者に踏みこじられている現実である。これは、文化国家・福祉国家としての我が国の体面上からも許すことのできない事態であり、しかるべき手段によって対応するものが近代的法治国家の立法機関としての責務である。法治国家における法律制度の尊重、視覚障害者の職域の確保と安定のためにも、国権の最高機関たる国会の立場からも、可及的速やかにしかるべき措置を講ぜられるよう求める。

第四二二号 平成六年十月二十八日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 広島県竹原市竹原町一、五六五ノ六 地幸松夫

紹介議員 溝手 顕正君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四二二二号 平成六年十月二十八日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願（二通）
請願者 静岡県浜松市馬込町九八 坂井八郎 外一名

紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四二三号 平成六年十月二十八日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 東京都大田区北嶺町四一ノ二 永澤幸

紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四二六号 平成六年十月二十八日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願
請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ一〇ノ三三 笹川吉彦

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第四二八号 平成六年十月二十八日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願
請願者 東京都新宿区四谷三ノ一二ノ一七 社団法人全日本鍼灸マッサージ師会会長 関野光雄

紹介議員 石井 道子君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第四三二一号 平成六年十月三十一日受理
被爆者援護法の早期制定に関する請願（五通）
請願者 茨城県水戸市緑町三ノ九ノ四三 稲葉修敏 外四名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四三七号 平成六年十月三十一日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 長野県南安曇郡梓川村後二、五九五ノ一二 山田幸江 外三千百八十九名

紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第四三九号 平成六年十月三十一日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 千葉県鎌ヶ谷市右京塚一〇ノ五〇 近藤寛

紹介議員 倉田 寛之君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四〇号 平成六年十月三十一日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 広島県三原市皆実町一、三三二ノ一 上西義行

紹介議員 溝手 顕正君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四三三号 平成六年十月三十一日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 東京都大田区中央三ノ一〇ノ一八 坂原義雄

紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

請願者 山形県寒河江市丸内一ノ一ノ三一 大沼小八
紹介議員 鈴木 貞敏君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四五号 平成六年十月三十一日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願（三通）
請願者 新潟県北蒲原郡水原町中央町二ノ一二ノ五 石田正平 外二名

紹介議員 真島 一男君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四六号 平成六年十月三十一日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 佐賀市松原一ノ二ノ三五 小城原正

紹介議員 大塚清次郎君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四九号 平成六年十一月一日受理
被爆者援護法の早期制定に関する請願（六通）
請願者 茨城県土浦市東崎一三ノ一 宮口真理子 外五名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五二二号 平成六年十一月一日受理
男性介護人に関する請願
請願者 長野県飯田市丸山二ノ六、七二二 内堀富子 外二百五名

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第二五八号と同じである。

第四五三三号 平成六年十一月一日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び療養老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願
請願者 長野県松本市里山辺一、六三三ノ三 堀内かず美 外二百名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第四五四号 平成六年十一月一日受理

男性介護人に関する請願

請願者 長野県松本市大字島内四、八〇九
ノ一 宮川幸登 外百九十九名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二五八号と同じである。

第四五五号 平成六年十一月一日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願

請願者 長野県佐久市大字新子田八四一
井出邦彦 外百九十九名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第四五八号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 神奈川県海老名市門沢橋七四六ノ
七 木村千代光 外四百二十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第四五九号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 川崎市多摩区菅六ノ一ノ二 伊
藤康子 外四百二十四名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第四六〇号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 香川県大川郡白鳥町湊 中野勝彦
外四百二十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第四六一号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 埼玉県深谷市上柴町西六ノ二ノ
六 中里香代子 外四百二十四名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第四六二号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 徳島県板野郡松茂町中喜来宇蔵野
小松浩史 外四百二十四名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第四六三号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 茨城県結城市結城字四ツ京一、
五一〇ノ一四 阿部典子 外四百
二十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第四六四号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 徳島県小松島市和田島町松田新田
福田隆輔 外四百二十四名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第四六五号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 横浜市港北区太尾町七三八ノ一ノ
二〇七 内田誠子 外四百二十四
名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第四六六号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 横浜市金沢区釜利谷南一ノ三ノE
ノ四一二 野崎敏郎 外四百二十
四名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 熊本市山鹿市原町八九四ノ二 新
井知海 外四百二十四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第四六七号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 熊本市山鹿市原町八九四ノ二 新
井知海 外四百二十四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第四六八号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 栃木市平井町五五〇 関口芳江
外四百二十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第四六九号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 大阪市西区本町一ノ六ノ一六 奥
和男 外五百二十五名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第四七〇号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 愛媛県温泉郡重信町牛淵四八五
山内孝之 外五百二十五名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

第四七一号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 岩手県一関市竹山町七ノ二 本多
良子 外五百二十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

第四七二号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 岩手県一関市竹山町七ノ二 本多
良子 外五百二十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

審議に当たり、次の事項について実現を図られた
い。

一、年金支給開始年齢の六十五歳繰延べをやめ
ること。

定年後の再就職が絶望的な下で年金額を半減
されては生活できないので、六十歳から満額
年金を支給すること。

二、保険料の連続引上げ（五年ごとに二・五％）
を中止すること。

今年十月から二％（折半負担）アップでは
月収三十万円の場合、月三千円、年三万六千
円の負担増で、減税分も帳消しであり、また、
ボーナスからの一％徴収新設は更に打撃であ
るので、保険料の引上げを中止すること。

三、全額国庫負担による最低保障年金を創設
し、無年金者・低額年金者を解消すること。当
面、国民年金（基礎年金）に対する国庫負担率
を三分の二に引き上げること。

今でも無年金者が百万人、月三万円程度の
年金受給者が九百万人おり、全額国庫負担
ですべての国民に月七万円の最低保障年金を
支給すること。

第四七〇号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 愛媛県温泉郡重信町牛淵四八五
山内孝之 外五百二十五名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

第四七一号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 岩手県一関市竹山町七ノ二 本多
良子 外五百二十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

第四七二号 平成六年十一月一日受理

国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 岩手県一関市竹山町七ノ二 本多
良子 外五百二十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

請願者 岩手県大船渡市盛町宇津野沢一
五 新沼悦子 外五百二十五名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

第四七三号 平成六年十一月一日受理
公的年金制度改善・拡充に関する請願

請願者 青森県弘前市大字大開四ノ一
中田時夫 外五百二十五名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

第四七四号 平成六年十一月一日受理
公的年金制度改善・拡充に関する請願

請願者 青森県八戸市小中野八ノ八ノ二
伊藤洋一 外五百二十五名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

第四七五号 平成六年十一月一日受理
公的年金制度改善・拡充に関する請願

請願者 三重県津市広明町一三 山田淳
外五百二十五名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

第四七六号 平成六年十一月一日受理
公的年金制度改善・拡充に関する請願

請願者 大阪府枚方市大垣内町二ノ一ノ二
松元佐智子 外五百二十五名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

第四七七号 平成六年十一月一日受理
公的年金制度改善・拡充に関する請願

請願者 愛媛県松山市朝生田町三六七ノ一
今井正夫 外五百二十五名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

第四七八号 平成六年十一月一日受理
公的年金制度改善・拡充に関する請願

請願者 横浜市中区港町一ノ一 小島康幸
外五百二十五名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

第四七九号 平成六年十一月一日受理
公的年金制度改善・拡充に関する請願

請願者 長野市中御所二ノ六ノ一 高野彬
外五百二十五名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四六九号と同じである。

第四八〇号 平成六年十一月一日受理
公的年金制度の抜本的改善に関する請願

請願者 奈良市神殿町一八ノ三三 山口
幸子 外五百三十七名

紹介議員 市川 正一君
政府は、平成六年財源再計算期に向けて年金制度
大改悪の準備を着々と進めている。その中味は、
厚生年金や共済年金の支給開始年齢を六十五歳に
後退させ、さらに年金額の再引下げ、年金スライ
ドの見直し、保険料の大幅な引上げ、さらには筋
違いの雇用保険失業給付との併給禁止などの大幅
な制度改悪であり、私たちは絶対に認めることは
できない。我が国の公的年金制度は、千九百八十
年代に二度にわたって大改悪され、給付水準は大
幅に引き下げられる一方、国庫負担が大きく削減
され、保険料負担が連続的に引き上げられるなど、
社会保障制度の軸としての公的年金の性格が大きく
損なわれている。また、国民皆年金と言われて
いながら、国民年金は四人に一人が保険料を納め
られない実態にあるなど年金の空洞化が進み、無
年金者が増加しており、また、五十六%の年金受
給者は月額三万円程度にすぎない。ついでに、全
額国庫負担の「最低保障年金」の創設、財政の賦課
方式への転換など、年金制度を抜本的に改善し、

すべての国民が安心して老後を送ることができ
よう。また、現役労働者が希望を持って勤けるよ
う、次の事項について実現を図りたい。
一、厚生年金、共済年金の支給開始年齢を六十
五歳に引き延ばさないこと。
二、支給開始年齢については、坑内夫・船員等
の現行五十五歳支給を堅持し、女性労働者へ
の支給開始年齢「延長経過措置」を取りやめ
ること。また、深夜交替制・過重労働が広範に
存在する状況の下、五十五歳から受給できる
仕組みを拡大すること。
三、年金算定基礎を「可処分所得」に変更する
など給付水準を引き下げないこと。
四、給付水準の充実を図るため、現行の「削減
経過措置」を取りやめ、昭和六十年までの水
準に復元すること。また、算定基礎の定額部
分加入期間三十五年（四百二十箇月）の上限
を撤廃し、報酬比例部分と同様に扱うこと。
五、在職老齢年金については、受給者に対する所
得制限を原則として撤廃すること。老齢年金
は原則非課税とすること。
六、保険料（労働者負担）・掛金の連続的引上げ
を行わないこと。保険料の負担割合を労働者
三・使用者七に改め、中小零細事業主などに
対しては特別の助成措置によって負担増を抑
えること。

ポータスからの保険料徴収を行わないこと。
と。二十歳以上の学生の国民年金保険料は、
すべて特別に免除できる制度にすること。保
険料負担軽減のため、当面基礎年金への国庫
負担を三分の一から三分の二に引き上げるこ
と。鉄道共済などの赤字救済は、年金制度間
の財政調整をやめ、全額国の責任で解決する
こと。また、年金財政を単年度で収支均衡を
図る賦課方式に移行すること。移行方法の検
討、当面の積立金管理運用の民主化のため、
労組・被保険者、受給者代表が参加する新た
な機構を作ること。
四、全国民を対象に六十歳から無条件で支給す
る全額国庫負担の「最低保障年金」を創設す
ること。
昭和三十六年創設の拠出制国民年金は、
「最低保障年金」に上乗せする年金として再
編維持すること。制度上の不備で無年金者と
なっている障害者に対して直ちに障害年金を
支給すること。復帰前の沖縄県民の年金権を
完全に保障すること。
五、雇用保険・失業給付と公的年金の併給見直
し・調整は行わないこと。

第四八一号 平成六年十一月一日受理
公的年金制度の抜本的改善に関する請願

請願者 大阪府東大阪市花園東町二ノ六ノ
三三 森田和彦 外五百三十七名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第四八二号 平成六年十一月一日受理
公的年金制度の抜本的改善に関する請願

請願者 大阪府八尾市高美町五ノ四三ノ六
ノ一〇五 下田真一 外五百三十
七名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第四八三号 平成六年十一月一日受理
公的年金制度及び医療・福祉制度の改善に関する
請願

請願者 東京都東久留米市南町一ノ七ノ三
ノ二〇五 若尾正夫 外二百六十
名

紹介議員 上田耕一郎君
高齢化社会の到来が叫ばれている中「老後と医
療・福祉」は、私たちの最大の関心事となってい
る。ところが、政府は「老後」の基本である老齢年
金について、支給開始年齢を六十五歳に一本化す
るなど、給付水準を切り下げ、保険料を引き上げ
ようとしている。また、医療保険も各制度を一元

化して給付と負担の公平を図るとして、医療費の二割程度の本人負担をねらっている。さらに医療供給の分野にも医療費「再改定」として差別医療を持ち込むとしている。地域福祉計画の策定が平成五年度中に義務付けられたが、住民無視で進められている自治体も多く見られる。今、求められるのは、憲法第二十五条で保障された人間らしい健康で文化的な生活と老後である。ついては、「年金と医療・福祉」の改善を国の責任と負担で実施するよう、次の事項について実現を図りたい。

一、年金

1 厚生年金や共済年金の支給開始年齢の六十五歳繰延べを行わず、国民年金も含め公的年金の支給開始年齢は原則六十歳とする。

2 すべての国民が、無拠出で保障される「最低保障年金」を創設すること。

(一) この制度により、無年金者を無くす方策を採ること。

(二) 国民年金・厚生年金・共済年金は「最低保障年金」に上積みし、老後の生活保障に値する年金額にすること。

(三) 「最低保障年金」が確立するまでの間は、現在の国民年金(基礎年金)に対する国庫負担を大幅(当面二分の一)に増額し、年金額を引き上げ、保険料負担を軽減すること。

3 厚生年金や共済年金の保険料・掛金の負担割合を、労働者三・使用者七とすること。小零細事業業に対しては、国庫負担をするなど、特別に配慮すること。

4 二十歳以上の学生について、年金権を保障するとともに、保険料を法定で特別に免除すること。

5 鉄道共済などの赤字救済は、年金制度間の財政調整をやめ、全額国の責任で解決すること。

6 女性の年金権を拡充・改善すること。遺族年金を抜本的に改善し、また併給を認め

ること。

7 百兆円を超える年金積立金の管理・運営に被保険者を参加させ、そのすべてを年金改善と福祉事業のみに活用するようにすること。

8 公的年金は、課税対象から外すこと。

二、医療と福祉

1 国民が安心して受けられる医療保険制度にすること。

(一) すべての医療保険で本人の十割給付を実施すること。家族の給付割合も引き上げること。その費用は国と大企業で負担すること。

(二) 国民健康保険料(税)の引下げ・減免制度の拡充・傷病手当金などの給付制度改善を国の負担で実施すること。

(三) 保険料の負担割合を労働者三・使用者七とし、小零細事業主に対しては国の負担で特別に配慮すること。

(四) 医療保険給付を縮小する差額ベッド枠の拡大や入院給食の保険外しなどはやめること。

(五) 六十五歳以上の老人医療と六歳以下の乳幼児医療は、患者負担が無いようにすること。老人保健拠出金制度は廃止し、全額国で負担すること。高額医療費の自己負担額は大幅に引き下げること。

2 より良い医療・看護が受けられるよう、患者負担を増やすこと無く医療供給制度を改善すること。

(一) 診療報酬制度を改善し、看護婦など医療従事者を大幅に増やし、労働条件を改善すること。

(二) 高齢者の入院制限や差別の仕組みを無くすこと。保険で良い「入れ歯」が作れるようにすること。

(三) 病院や診療所つぶし、医療の営利化を進める医療法「改正」は行わないこと。

と。

(四) 国公立医療機関・保健所の統廃合はやめ、内容の改善・拡充を行うこと。高齢化社会を迎えた今、福祉の改善・拡充を行うこと。

(一) 地域福祉計画の実施に当たっては国が財政的保障を行い、住民参加の下、適時見直し改善すること。

(二) 特別養護老人ホームを大幅に増やすこと。福祉従事者の確保対策を強化し、在宅医療・福祉を充実させること。

第四八四号 平成六年十一月一日受理

国民年金を始め公的年金制度の改善に関する請願者 東京都小金井市本町四ノ一四ノ二 二 伊藤美知夫 外九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

国民にとって老後生活保障の大きな柱は公的年金である。今国会において国民年金法等の一部を改正する法律案が提出されているが、改正案では、厚生年金等の支給開始年齢を段階的に六十五歳へ繰り延べるとともに、保険料の大幅引上げ等を行うとしている。一方、国民年金(基礎年金)への国庫負担は現行どおり据え置かれている。現役世代の負担が重くなっている中で、国民年金に於いて数百万人単位で将来無年金者となるおそれがあると推計されており、抜本的な対策が望まれている。したがって、私たちは、国の責任による年金制度の安定と拡充を願うとともに、今国会において十分かつ慎重な審議がなされることを切望する。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、国民年金(基礎年金)に対する国庫負担を大幅(当面二分の一)に増額し、年金額の引上げ、保険料負担の軽減を行うこと。

二、厚生年金や共済年金の支給開始年齢の六十五歳繰延べを行わないこと。

三、すべての国民が無拠出で保障される「最低保障年金制度」を創設すること。

第四八五号 平成六年十一月一日受理

社会保障の拡充に関する請願者 東京都町田市鶴川五ノ一ノ六 中 川志郎 外四百九十名

紹介議員 上田耕一郎君

総理府が実施した「国民生活にかかわる世論調査」では、政府に対する要望のトップは「医療・福祉・年金の充実」の項目で六十一%と他を大きく引き離しており、国民の政府に対する要望が何かを顕著に示している。政府は、高齢化社会の到来による財政の圧迫を年金法等の「改正」の根拠にしているが、国民に負担を掛けなくても財源は十分にある。百四十兆円に達している年金積立金の民主的活用を始め、巨額の軍事費や国・自治体合わせ四十兆円に達する公共事業費などの中で不要不急の支出の削減、さらに大企業への優遇税制の是正(この是正だけで二十一兆円)や巨額のため込み利益の社会保障への還元などによって財源的には十分対応が可能である。消費税の引上げなど人でもないことである。ヨーロッパ諸国に比べて、日本の社会保障の水準は立ち後れている。世界第二位の経済力を誇る日本で社会保障の拡充ができないことは、憲法第二十五条は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めている。ついては、国民の望む社会保障の拡充を求め、次の措置を採らねばならない。

一、年金支給開始年齢の六十五歳繰延べをやめること。

二、年金の掛金の引上げと給付の引下げを行わないこと。

三、全額国庫負担による最低保障年金(月額七万円)を創設し、無年金者・低額年金者を無くすこと。当面国民年金(基礎年金)に対する国

庫負担率を三分の二に引き上げること。

四、病院給食の有料化をやめること。

五、診療報酬を改善し、部屋代、薬代など患者負担の拡大をやめること。

六、高齢者の入院制限や治療が差別される仕組みを無くすこと。

七、保健所の統廃合をやめ、区市町村の公衆衛生の拡充を図ること。

第四八七号 平成六年十一月一日受理

年金制度の拡充に関する請願

請願者 京都市北区柴野大徳寺町六三 藤原眞名井 外百五名

紹介議員 西山登紀子君

年金制度は、労働者・国民の暮らしを支える社会保障制度の一つとして一層の充実が望まれている。しかし、政府は昭和六十年以来進めてきた「改革」の総仕上げとして重大な改悪を含む「年金改革法案」を国会で強行しようとしている。政府の「年金改革法案」は、支給開始年齢の繰延べ、年金額の引下げ、保険料の引上げなど、労働者・国民の負担を一層強め、年金額の格差と不公平の拡大、公的年金制度の縮小・後退をねらうもので、絶対に認めることはできない。現在、年金受給者の半数は月額三万円前後の劣悪な状態に置かれている。私たちは、安心して働き生活できる国民本位の年金制度の実現を求める。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、年金支給開始年齢の六十五歳繰延べ、保険料(掛金)引上げ、ボーナスからの保険料の徴収、年金額の引下げなどを内容とする年金改悪を行わないこと。また、全額国庫負担による最低保障年金(月額七万円)を創設し、無年金者・低額年金者を解消すること。

第四九三号 平成六年十一月一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 千葉県松戸市中和倉五一九 恩田忠治

紹介議員 倉田 寛之君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第四九四号 平成六年十一月一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 広島県竹原市竹原町一、五六五ノ六 木原正晴

紹介議員 瀧手 顕正君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第四九五号 平成六年十一月一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 愛知県安城市桜町一六ノ一 神谷脩

紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第四九六号 平成六年十一月一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 東京都品川区中延一ノ一二 大塚忠志

紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第四九九号 平成六年十一月一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 川崎市中区新城五ノ一ノ三 大岡新五郎

紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五〇〇号 平成六年十一月一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 秋田市土崎港中央六ノ三ノ一一 木村弘一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五〇一号 平成六年十一月一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 千葉県松戸市中和倉五一九 恩田忠治

人工肛(こう)門・人工膀胱(ぼうこう)造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願

請願者 神奈川県相模原市豊町八ノ一六 崎山稔 外六百六十名

紹介議員 前島英三郎君

現在の身体障害者福祉法の運用では、回腸及び上行・横行結腸の人工肛(こう)門造設者の場合は無条件で障害等級四級に認定されるが、人工肛門造設者の大半を占める下行・S状結腸人工肛門造設者は、「排尿機能障害」、又はストマの変形若しくはストマ周辺の皮膚にびらんがある」等、特定の条件が必要となっているため、かなりの者が障害認定されないでいる。しかし、「社会での日常生活活動が著しく制限される」状況は、いずれの人工肛門でもほとんど変わりがない。是非、障害者として福祉法が適用されるよう、下行・S状結腸人工肛門の認定基準の見直しをするよう求める。また、障害等級四級の認定者にとって最大の福祉は、補装具の国による給付であるが、人工肛門・人工膀胱(ぼうこう)造設者については、平成六年七月より、補装具の二箇月分一括交付が実施されたため、受給者の増加も見込まれている。しかし、同制度では、自己負担額が世帯の収入に対する所得税額に比し増減するため、子供や孫の世帯に世帯に納めている老齢障害者は、所定の所得税額が十九万八千円を超すと、一円も交付されない。社会的に弱者であるこれらの人工肛門・人工膀胱造設者を救い上げるよう、運用を再度見直すよう求める。

一、身体障害者福祉法の運用のうち、下行・S状結腸人工肛門造設者の障害認定に関し、その認定基準を緩和すること。

二、身体障害者福祉法の運用のうち、人工肛門・人工膀胱造設者に対する補装具交付制度に関し、扶養家族である障害者に対する給付条件が緩和されるよう、同制度の運用を再度見直すこと。

第五〇三号 平成六年十一月一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 徳島県麻植郡鴨島町鴨島六八九ノ二四 川真田高太郎

紹介議員 乾 晴美君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五〇五号 平成六年十一月二日受理

被爆者援護法の早期制定に関する請願(五通)

請願者 仙台市青葉区旭ヶ丘一ノ四〇ノ一 菅井茂 外四名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五〇九号 平成六年十一月二日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 三重県四日市市堀本二ノ五ノ六 田中正

紹介議員 井上 哲夫君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五一四号 平成六年十一月二日受理

年金制度の抜本的改善に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区仲六郷四ノ三ノ一六 安吉克美 外千八百六十八名

紹介議員 正敏君

政府の年金改正案の主な内容は、これからは「六十五歳現役社会」として、年金の満額支給年齢を平成二十五年までに六十五歳に引き上げる、なお六十歳台前半は「別個の給付」として「部分年金」支給(報酬比例部分、満額の約半額)を行い、支給基準も可処分所得スライド制に切り替え、保険料の大幅引上げやボーナスからの徴収などを盛り込んだものである。しかし、今日高齢者をめぐる雇用状況は「六十五歳現役社会」などと言えぬものとは程遠く、平成二十五年までに改善される状況でもない。六十歳支給開始を引き続き守っていくことが、ゆとりある老後を保障するものである。また、支給水準の可処分所得スライド制は支

給内容の切下げではない。保険料についても、最終掛金率を現行の倍の三十%まで（使用者・被用者負担折半）の引上げやボーナスからの徴収に

ついては、年金額を維持し支給開始年齢六十歳を維持していくためには、労働者への年金掛金の大幅引上げではなく、現在一対一の労働者と使用者の負担割合の改善（三対七）や基礎年金の全額国庫負担を図るべきである。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、現行の六十歳支給開始を維持し、支給水準の可処分所得スライド制導入を行わないこと。

二、掛金の大幅引上げやボーナスからの徴収を行わないこと。

三、掛金についても労働者と使用者の負担割合の改善（三対七）や基礎年金を全額国庫負担とすること。

四、国会で、拙速な審議で政府案の決定を行わないこと。

第五一七号 平成六年十一月二日受理
国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 滋賀県大津市弥生町一五ノ一〇
山田淳子 外六十八名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第五一八号 平成六年十一月二日受理
国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 兵庫県姫路市増位新町一ノ一〇
宮崎厚 外七千五百二十六名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第五一九号 平成六年十一月二日受理
国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 岩手県盛岡市東仙北一ノ一〇ノ六
八 平井君子 外七千五百二十六名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第五二〇号 平成六年十一月二日受理
国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 千葉市花見川区幕張本郷六ノ一九
ノ二〇 木幡佳代子 外七千五百二十七名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第五二二号 平成六年十一月二日受理
国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 兵庫県西宮市高須町二ノ一ノ二五
ノ五〇九 上田英明 外七千五百二十六名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第五二二二号 平成六年十一月二日受理
国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 札幌市東区東苗穂町六条三ノ一二
ノ二六幸田隆公方 幸田晴雄 外七千五百二十六名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第五二三号 平成六年十一月二日受理
国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 富山県西礪波郡福光町高島七三〇
森護 外七千五百二十六名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第五二四号 平成六年十一月二日受理
国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 京都府長岡京市神足太田二ノ二九
福井景子 外七千五百二十六名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第五二五号 平成六年十一月二日受理
国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 大阪府平野区瓜破一ノ六ノ六ノ一
〇一 小倉忠治 外七千五百二十六名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第五二六号 平成六年十一月二日受理
国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 広島市東区福田三ノ三三ノ五
越 水敏子 外七千五百二十七名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第五二七号 平成六年十一月二日受理
国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 茨城県那珂郡那珂町豊喰五一五
田村五男 外七千五百二十六名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第五二八号 平成六年十一月二日受理
国民本位の公的年金制度改革に関する請願

請願者 長野県飯田市座光寺三、二七九ノ
一 小野光一 外七千五百二十六名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第五三〇号 平成六年十一月二日受理
臓器移植法案廃案に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉町二ノ一七ノ一
榎潤秀人 外四名

紹介議員 阪 正敏君
理由

「臓器の移植に関する法律案」を廃案としたい。

理由

私たちは医療・福祉現場で働いているが、「臓器の移植に関する法律案」は余りに多くの問題と重大な危険性をはらんでいる。問題の第一は、「脳死体」という言葉の挿入をもつて脳死は人の死として認めることである。心臓は動き、脈拍もふれ、身体も温かいのに、脳の機能が不可逆的停止状態になったからといって、その人が死んだとするのは到底納得のいくものではない。こうした死の定義・概念の変更は医学上から言っても大問題であり、そもそも死の定義・概念の変更を医学という狭い一領域のみからするべきでもない。にもかかわらず、このように性急で乱暴なことをする理由は明らかである。臓器移植、中でも心移植や肝移植は死体からの移植では生着率が悪く、逆に臓器の鮮度が良ければ良いほどその率は高いと言われている。つまり、生きた身体としての新鮮な臓器が欲しいということである。ところが、現行法の下ではそれができない。そこで出てきたのが新たな死の定義・概念のねつ造という衝動である。移植医療の現場である大学医学部は密室中の密室であり、研究を標榜する医師たちが意図的に脳死をつくりだしている疑いが事実として阪大事件などで明らかとなっている。脳死は断じて人の死ではない。問題の第二は、仮に脳死を人の死としたとき、救命・救急医療は確実に後退・変質することである。医師が勝手に脳死と判断したとき、治療は打ち切られ、重篤者は切り捨てられる。これは医療が人の生命を救うものから人の生命を断つものへと、その在り方の根本からの転換を迫られるものであり、私たちは断じてこれを容認することはできない。問題の第三は、脳死を人の死とすることは、人格を脳の機能に局限する考え方であり、優生思想そのものというところである。ナチス・ドイツの例を挙げてもなく、優生思想は「障害者」を抹殺してきた。脳死・臓器移植は障害者、貧困者、犯罪者などに「社会の重荷」のレッテルをはり付け、彼らを医療の名をもって切り捨てようとするものである。問題の第四は、「遺族が書面により承認」すれば臓器移植は可能としていることで

ある。身内の突発事故で家族が動転している状況の下、密室内で医師から臓器の提供を申し出られ、冷静な判断など不可能だというのが阪大事件や千里・九大事件で証明済みである。今の社会は「障害者」、「精神障害者」の意見や意思を尊重しておらず、差別と重圧の中で彼らの意思を「強要」すらしかねない。労働者にとっても医療費などの経済事情や身内・上司などの人間関係に左右されること無く自らの意思を表明できるなどというのは幻想である。本人同意を原則としても私たちは反対である。さらに脳死判定基準（竹内基準）について言えば、これで移植の際に脳死判定すること自体が無理であることが横浜総合病院事件で明らかとなっており、免疫抑制剤についても多くの問題がある。以上の理由から「臓器の移植に関する法律案」は廃案にすべきである。

第五三六号 平成六年十一月二日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 東京都品川区南品川四ノ二ノ三二

飯島豊

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五三七号 平成六年十一月二日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 千葉県市川市原木一ノ一八ノ一八

宮崎康平

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五三八号 平成六年十一月二日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 静岡県下田市二丁目一九ノ四 鈴木 木改造

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五六三号 平成六年十一月二日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 鹿児島県串木野市旭町一七八 田 中矢八

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五七二号 平成六年十一月二日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 山口県宇部市相生町八ノ一 利重 勇

紹介議員 二木 秀夫君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

十一月十八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第五七六号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第五八四号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第五八六号）（第五九一号）（第五九四号）（第五九五号）（第五九六号）

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第六〇二号）

一、カイロプラクティック・整体術等、あん摩マツサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願（第六〇五号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第六一四号）（第六一七号）（第六一八号）（第六二一号）（第六二二号）

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第六二九号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第六四〇号）（第六四五号）（第六四六号）（第六四七号）（第六五二号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第六五四号）

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第六五六号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第六六一号）（第六六二号）（第六六三号）（第六六四号）（第六六五号）（第六六六号）（第六六七号）（第六六八号）（第六六九号）（第六七〇号）（第六七一号）（第六七二号）（第六七三号）（第六七四号）（第六七六号）（第六七八号）（第六八九号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第六九二号）（第六九三号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第六九四号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第六九六号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第六九九号）

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第七〇一号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第七〇六号）（第七〇七号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第七〇八号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第七一〇号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第七一五号）（第七二〇号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第七二四号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第七二五号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第七二七号）（第七二八号）（第七二九号）（第七三三号）（第七三五号）（第七四五号）

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第六五六号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第六六一号）（第六六二号）（第六六三号）（第六六四号）（第六六五号）（第六六六号）（第六六七号）（第六六八号）（第六六九号）（第六七〇号）（第六七一号）（第六七二号）（第六七三号）（第六七四号）（第六七六号）（第六七八号）（第六八九号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第六九二号）（第六九三号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第六九四号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第六九六号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第六九九号）

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第七〇一号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第七〇六号）（第七〇七号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第七〇八号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第七一〇号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第七一五号）（第七二〇号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第七二四号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第七二五号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第七二七号）（第七二八号）（第七二九号）（第七三三号）（第七三五号）（第七四五号）

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第六五六号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第六六一号）（第六六二号）（第六六三号）（第六六四号）（第六六五号）（第六六六号）（第六六七号）（第六六八号）（第六六九号）（第六七〇号）（第六七一号）（第六七二号）（第六七三号）（第六七四号）（第六七六号）（第六七八号）（第六八九号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第六九二号）（第六九三号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第六九四号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第六九六号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第六九九号）

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第七〇一号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第七〇六号）（第七〇七号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第七〇八号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第七一〇号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第七一五号）（第七二〇号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第七二四号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第七二五号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第七二七号）（第七二八号）（第七二九号）（第七三三号）（第七三五号）（第七四五号）

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第六五六号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第六六一号）（第六六二号）（第六六三号）（第六六四号）（第六六五号）（第六六六号）（第六六七号）（第六六八号）（第六六九号）（第六七〇号）（第六七一号）（第六七二号）（第六七三号）（第六七四号）（第六七六号）（第六七八号）（第六八九号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第六九二号）（第六九三号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第六九四号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第六九六号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第六九九号）

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第七〇一号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第七〇六号）（第七〇七号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第七〇八号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第七一〇号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第七一五号）（第七二〇号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第七二四号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第七二五号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第七二七号）（第七二八号）（第七二九号）（第七三三号）（第七三五号）（第七四五号）

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願（第六五六号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第六六一号）（第六六二号）（第六六三号）（第六六四号）（第六六五号）（第六六六号）（第六六七号）（第六六八号）（第六六九号）（第六七〇号）（第六七一号）（第六七二号）（第六七三号）（第六七四号）（第六七六号）（第六七八号）（第六八九号）

一、国民健康保険制度の改革に関する請願（第六九二号）（第六九三号）

一、人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願（第六九四号）

被爆者援護法の早期制定に関する請願（五通）

請願者 東京都杉並区桃井二ノ二〇ノ二五

石川京子 外四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五八四号 平成六年十一月四日受理

人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願

請願者 東京都八王子市大和田町五ノ三〇ノ二六 楠田直美 外三百四十名

紹介議員 吉田 之久君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五八六号 平成六年十一月四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 千葉県長生郡長南町若荷沢四二九

松野健次郎

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五九一号 平成六年十一月四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 島根県大原郡加茂町大竹四三〇

荒木博夫

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五九四号 平成六年十一月四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 埼玉県川口市栄町三ノ七ノ一 井 上昇治

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五九五号 平成六年十一月四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 東京都豊島区西池袋三ノ一三ノ一 五 嶋田茂

紹介議員 尾辻 秀久君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五九六号 平成六年十一月四日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 愛知県豊田市小坂本町一ノ二五
小嶋三千男
紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六〇二号 平成六年十一月七日受理
被爆者援護法の早期制定に関する請願(五通)

請願者 仙台市青葉区高松一ノ三ノ三七
佐々木久 外四名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六〇五号 平成六年十一月七日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッ
サージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関す
る請願

請願者 東京都文京区目白台三ノ二七ノ六
長尾榮一
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第六一四号 平成六年十一月七日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 東京都大田区蒲田五ノ四三ノ七ノ
三〇七 峯岸富寿
紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六一七号 平成六年十一月七日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 岡山県吉備郡真備町大字箭田一、
一八〇ノ三 三宅一宏
紹介議員 片山虎之助君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六一八号 平成六年十一月七日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 長野県飯田市常盤町四一飯田商工
会館所 奥村義一
紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六二二号 平成六年十一月七日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 茨城県水戸市城南三ノ九ノ八株式
会社水戸地区青色会館 會澤等
外二十七名
紹介議員 狩野 安君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六二三号 平成六年十一月七日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 札幌市西区二十四軒三条四丁目
森本春夫
紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六二九号 平成六年十一月八日受理
被爆者援護法の早期制定に関する請願(五通)

請願者 神奈川県藤沢市片瀬山二ノ一ノ三
大高節子 外四名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六四〇号 平成六年十一月八日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願(七通)

請願者 岐阜県養老郡上石津町大字下山
二、八七二ノ一 尾越成彦 外六
名
紹介議員 岩崎 昭弥君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六四五号 平成六年十一月八日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 東京都板橋区本町三八ノ五社団法
人板橋青色申告会会長 中原賢司
紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六四六号 平成六年十一月八日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西九丁目 高
木規生
紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六四七号 平成六年十一月八日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 福島市大町四ノ一五 遠藤泰一
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六五二号 平成六年十一月八日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 千葉市中央区新堀二ノ八ノ一 秋
山文吾
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六五四号 平成六年十一月八日受理
人工肛(こう)門・人工膀胱(ぼうこう)造設者に
係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市大字茂呂二、八二
五ノ四 丸橋常三 外六百二十名
紹介議員 清水嘉子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六五六号 平成六年十一月九日受理
被爆者援護法の早期制定に関する請願(五通)

請願者 仙台市太白区八弥町五ノ八 小松
郁子 外四名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六六一号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 山口県下関市大学町五ノ八ノ七
川辺展史 外四千九百九十九名
紹介議員 白浜 一良君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六六二号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府東大阪市若江南町一ノ八ノ
一七 西野公章 外六千九百九十
九名
紹介議員 中川 嘉美君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六六三号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市太田三ノ一九二 高
橋幸二 外五千九百九十九名
紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六六四号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市東久宝寺二ノ四ノ一
二クリーン東久三〇二 吉武徹
外四千四百五十三名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六六五号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市南久宝寺一ノ一三ノ
一フレグランス豊明一〇五 西直
人 外四千四百五十四名
紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六六六号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市北木の本五ノ七七ノ

一 塚田順一 外千四百五十四名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六六七号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市北久宝寺一ノ二ノ一

一 中山勝之 外千四百五十四名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六六八号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市堤町三ノ二七ノ六

細川登士子 外千四百五十四名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六六九号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市北木の本四ノ三九ノ

二 辻田茂 外千四百五十四名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六七〇号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市北木の本五ノ一三六

ノ三 秋田裕和 外千四百五十四名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六七一号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市南久宝寺一ノ六七ノ

一 シャルム二〇六 逸見昭男 外

千四百五十三名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六七二号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市久宝寺四ノ四ノ三

近松裕児 外千四百五十四名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六七三号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市久宝寺五ノ四ノ六八

米野陽三 外千四百五十三名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六七四号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市久宝寺二ノ一ノ五〇

ノ三〇八 中塚よし子 外千四百

五十三名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六七六号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 山口県玖珂郡和木町和木三ノ三ノ

四三ノ六 小林弘明 外九千三百

九十九名

紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六七八号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市久宝寺一ノ二ノ二八

竹縄充晴 外七千二十一名
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六八九号 平成六年十一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 高知県南国市駅前町二ノ七ノ二〇

中村清喜 外七千二十名

紹介議員 古川太三郎君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六九二号 平成六年十一月九日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 長野県諏訪郡原村六、五五五 野

明正道 外五名

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六九三号 平成六年十一月九日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 徳島県阿波郡阿波町宇安政 沢井

照男 外三十四名

紹介議員 松浦 孝治君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六九四号 平成六年十一月九日受理
人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に

係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀二ノ五ノ八

安部隆夫 外六百五十名

紹介議員 宮崎 秀樹君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六九六号 平成六年十一月九日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 鳥取市本町三ノ一〇二会議所 中

尾直昭

紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第六九七号 平成六年十一月十日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願（二通）

請願者 大阪府八尾市竹洲西四ノ一五一

三井日出光 外三千九百九十九名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七〇一号 平成六年十一月十日受理
被爆者援護法の早期制定に関する請願（五通）

請願者 福島県郡山市田村町谷田川宇小石

塚八六 山田かおり 外四名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七〇六号 平成六年十一月十日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 山口県下関市長府才川一ノ二五ノ

一三 高戸敏雄 外千七百五十三

名
紹介議員 常松 克安君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七〇七号 平成六年十一月十日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願（三通）

請願者 奈良市富雄元町四ノ一〇ノ一九ノ

二 福田哲也 外五千九百九十九

名
紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七〇八号 平成六年十一月十日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 東京都練馬区栄町二二ノ一五 野

田芳利

紹介議員 野末 陳平君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第七一〇号 平成六年十一月十日受理

人工肛(こう)門・人工膀胱(ぼうこう) 造設者に
係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願

請願者 千葉県市川市八幡五ノ一ノ七 高
橋範子 外三百七名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第七一五号 平成六年十一月十日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府堺市上野芝町八丁九ノ八
赤穂公男 外千九百九十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七二〇号 平成六年十一月十日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 山口県徳山市城ヶ丘四ノ一二ノ一
四 小林重里沙 外千七十九名

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七二四号 平成六年十一月十日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 仙台市青葉区二日町七ノ三二勾当
台ハイツ三二二 梅津正一 外四
十名

紹介議員 萩野 浩基君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第七二五号 平成六年十一月十日受理

人工肛(こう)門・人工膀胱(ぼうこう) 造設者に
係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願

請願者 千葉県八千代市八千代台南一ノ一
九ノ二二 森代力 外七百八名

紹介議員 萩野 浩基君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第七二七号 平成六年十一月十日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

第七部 厚生委員会会議録第八号 平成六年十二月五日【参議院】

請願者 長野県中野市中央一ノ七ノ二中野
商工会議所 永沢瑞生 外八名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第七二八号 平成六年十一月十日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島中央町二ノ三ノ
二玉島商工会議所 由洲醇

紹介議員 片山虎之助君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第七二九号 平成六年十一月十日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(三通)

請願者 千葉県木更津市富士見一ノ九ノ七
板垣貞子 外二名

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第七三四号 平成六年十一月十日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 福島県須賀川市東町五九ノ二五
桜井修一郎

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第七三五号 平成六年十一月十日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(二通)

請願者 東京都台東区三筋一ノ一六ノ一
高尾英一 外一名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第七四五号 平成六年十一月十日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(二通)

請願者 愛媛県宇摩郡土居町大字入野九六
五ノ一 井川宏 外一名

紹介議員 野間 越君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

十一月二十四日本委員会に左の案件が付託され
た。

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願(第
七四八号)

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
七五二号)(第七五三号)(第七五四号)(第七五
五号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第
七六〇号)

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
七六一号)

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願(第
七六四号)

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
七七一号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第
七七二号)

一、医療保険による良い入れ歯の保障等に関す
る請願(第七八五号)

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
七八七号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第
七九一号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九
五号)(第七九七号)

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願(第
八〇二号)

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
八〇八号)(第八一〇号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第
八二一号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六
二号)(第八六三三三)(第八六四号)

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願(第
八六八号)

一、安心して暮らせる社会保障の充実に関する
請願(第八七七号)

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
八八〇号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第
八八三三三)(第八八四号)

一、カイロプラクティック・整体術等、あん摩
マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹
底に関する請願(第八九〇号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第
八九一五号)

一、カイロプラクティック・整体術等、あん摩
マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹
底に関する請願(第八九四号)

一、寒冷地における重度障害者対策に関する請
願(第八九五号)

一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請
願(第八九七号)

一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給
基準緩和に関する請願(第九〇三三三)

一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請
願(第九〇四号)

一、脊(せき) 髄神経治療の研究開発促進に関
する請願(第九〇五号)

一、脊(せき) 髄損傷者の入院時における付添
看護人に関する請願(第九〇六号)

一、重度頭(けい) 髄損傷者に対する人工呼吸
器支給に関する請願(第九〇七号)

一、医療制度の対策と改善に関する請願(第九
〇八号)

一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願
(第九〇九号)

一、重度障害者の所得保障充実のための障害基
礎年金の増額に関する請願(第九一〇号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第九一
一号)

一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第九
一二号)

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願(第
九一四号)

一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第九
一七号)

一、乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

- (第九二六号)
一、骨粗しょう症予防のための健診体制の充実に
に関する請願(第九二七号)
一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第九二八号)
一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第九三七号)
一、寒冷地における重度障害者対策に関する請願(第九三八号)
一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(第九四〇号)
一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第九四六号)
一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(第九四七号)
一、脊(せき) 髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第九四八号)
一、脊(せき) 髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願(第九四九号)
一、重度頸(けい) 髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(第九五〇号)
一、医療制度の対策と改善に関する請願(第九五一号)
一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願(第九五二号)
一、重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第九五三三号)
一、無年金障害者の解消に関する請願(第九五四号)
一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第九六〇号)(第九六四号)
一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第九六八号)
一、国民医療の改善等に関する請願(第九七〇号)
一、公衆衛生対策の強化に関する請願(第九七一号)
第七四八号 平成六年十一月十一日受理

被爆者援護法の早期制定に関する請願(五通)
請願者 福島県岩瀬郡鏡石町鏡田字前山六三 青柳富子 外四名
紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。
第七五二号 平成六年十一月十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(三通)
請願者 大阪府高石市西取石七ノ六ノ二八 高木千夏 外五千九百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。
第七五三三号 平成六年十一月十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 山口県宇部市厚南区東和苑 矢富信二 外五千三百九十九名
紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。
第七五四号 平成六年十一月十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 山口県徳山市大字栗屋四九一 温品亨二 外七百六十四名
紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。
第七五五号 平成六年十一月十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(三通)
請願者 大阪府富田林市甲田五八五ノ一ノ三ノ七〇三 尾崎行男 外五千九百九十九名
紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。
第七六〇号 平成六年十一月十一日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 徳島市南田宮三ノ六ノ二 武市宜治 外三十一名

紹介議員 松浦 孝治君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。
第七六一号 平成六年十一月十四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)
請願者 大阪府松原市河合三ノ五ノ三九 湯浅勝喜 外三千九百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。
第七六四号 平成六年十一月十四日受理
被爆者援護法の早期制定に関する請願(五通)
請願者 広島県広島市西条町田口三九一ノ二 上栗和子 外四名
紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。
第七七一号 平成六年十一月十四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 山口県光市虹ヶ丘六ノ一四ノ五 伊藤みさき 外千三十八名
紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。
第七七二号 平成六年十一月十四日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願(三通)
請願者 鹿児島県鹿屋市新川町三三ノ二ノ一 田中昭 外二名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。
第七八五号 平成六年十一月十四日受理
医療保険による良い入れ歯の保障等に関する請願
請願者 佐賀県唐津市山本二、二六〇ノ二 池田康彦 外二百四十九名
紹介議員 西山登紀子君
人生八十年時代を迎えて、健康な老後の生活のためにも快適な食生活は欠かせない。本当は全部自分の歯で食事ができればよいが、現実には約千万

人の人々が部分入れ歯や総入れ歯を使っている。しかも、その半数の人たちが、「入れ歯では良く噛(か)めない、噛むと痛い、話せない」と悩んでいる。この原因は、入れ歯の保険点数が低いために、歯科医師や歯科技工士が十分手間をかけて入れ歯が作れないことにある。本年四月から総入れ歯と一部の部分入れ歯の製作料が引き上げられ、また調整料が設けられるなどの改善がされ、良い入れ歯の実現に一步前進したが、引上げ幅は満足できるものではなく、その内容を見ると一部の部分入れ歯の点数や歯科医師の診断や型取り・噛み合わせの検査などは据え置かれ、歯科技工士の技術と労働の保険点数化は放置された。現行の保険点数では、入れ歯製作料の七割は製作技工で三割は製作管理とあいまいに繰引きされているだけなので、引き上げられた点数が適正に歯科技工士に支払われる保障がない。したがって、入れ歯の製作料を歯科技工士の製作料と歯科医師の技工指示料に分けて歯科技工士の保険点数を明確にし、それぞれ大幅に引き上げる必要がある。さらに今回の改定では、これまで自由診療の扱いとなっていた金属床総入れ歯が、差額徴収(特定療養費)の扱いとなった。これは高額な差額料金を支払える人へのみ有利な制度で、公的医療に経済的差別を持っている部分にまで拡大されて、患者負担が拡大するおそれがある。私たちは特定療養費の撤回を要求する。ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、国民に保険で良い入れ歯を保障するため、入れ歯の保険点数と制度を緊急に改善すること。
二、歯科医師の型取り(印象採得)、噛み合わせ検査(咬合)合採得などを大幅に引き上げること。
三、歯科技工士の保険点数上の評価を明らかにし、製作料を歯科医師と歯科技工士に分け、それぞれ大幅に引き上げること。
四、金属床総入れ歯の特定療養費導入を撤回する

こと。

第七七七号 平成六年十一月十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 山口県宇部市寿町二ノ一ノクリ

オコトCノ二 常森秀規 外二

千七百八十八名

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七九一号 平成六年十一月十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 長野県上水内郡豊野町大字豊野

一、三三七 佐藤重直

下条進一郎君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第七九三号 平成六年十一月十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 広島市中区八丁堀五ノ二ニメゾン

京口門九〇二 宗平忠晴 外二十

六名

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第七九四号 平成六年十一月十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 静岡県磐田市中央二八ノ一 青

島守

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第七九五号 平成六年十一月十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(三十七通)

請願者 宮城県塩竈市尾島町一七ノ一八塩

釜商工会議所 鈴木餘志男 外三

十六名

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第七部 厚生委員会会議録第八号 平成六年十一月五日

第七九七号 平成六年十一月十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 岐阜県本巣郡北方町加茂四九七ノ

三 井上孝雄

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第八〇二号 平成六年十一月十五日受理

被爆者援護法の早期制定に関する請願(五通)

請願者 福島県岩瀬郡鏡石町成田字向畑一

五 会田富子 外四名

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第八〇八号 平成六年十一月十五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府堺市北三国ヶ丘町七丁三ノ

一八 和田智 外三千九百九十九

名

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八一〇号 平成六年十一月十五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 山口県光市虹ヶ丘七ノ一七ノ一六

若重光雄 外千三百七名

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八一一号 平成六年十一月十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 鳥取市本町三ノ一〇二会議所 山

根幹男

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第八六〇号 平成六年十一月十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 吉田 達男君

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

請願者 長野市南千歳二ノ二ノ三 西原

正芳

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第八六一号 平成六年十一月十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 千葉県印旛郡栄町酒直三二ノ七

榑崎昭太郎

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第八六二号 平成六年十一月十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 東京都文京区本駒込二ノ二ノ四

明石美知一

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第八六三号 平成六年十一月十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(七通)

請願者 山口県下関市南都町二ノ一九下

関商工会議所 福島靖二 外六名

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第八六四号 平成六年十一月十五日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 鳥根県大原郡大東町大字大東一、

八六五 宇山行一

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第八六八号 平成六年十一月十六日受理

被爆者援護法の早期制定に関する請願(五通)

請願者 福島県須賀川市和田坂夷穴一〇

吉田美紀 外四名

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第八七七号 平成六年十一月十六日受理

安心して暮らせる社会保障の充実に関する請願

請願者 大阪府城東区今福南四ノ八ノ六

服部節子 外千四百七十三名

紹介議員 橋本 敦君

健康保険法の改悪により平成六年十月から入院給

食費(当面六百円)の自己負担が実施された。給食

費の保険外しは、部屋代、薬の一部等へも「保険外

し」を拡大する第一歩であり、これまでに無い、医

療保険制度を变质させる大きな意味を持つ改悪で

ある。また、保健所の数を今の半分に削減するこ

となどを柱とする「地域保健法」も十分な審議も

せず成立させた。これにより、今後の保健所は許

認可等の事務処理が中心となり、住民に直接かか

わるサービスは業者委託(有料)となる。このよう

に、臨調行革による保健・医療・福祉の総合的な社

会保障の解体が着実に進められている。そして、

これからの絶え間無く改悪が進められる予定と

なっている。平成六年六月に医療保険審議会の部

会が国の責任を放棄した国保制度改悪につながる

報告を出した。この報告により本格的な国保の見

直しが進められる。この国保の見直しは社会保障

解体の一環として行われることは明らかであり、

国庫負担の無い医療保険の一元化(すべて国民負

担)につながるものである。また、支給年齢を六十

五歳に引き上げ、ボーナスからも保険料を取るこ

と等を柱とした年金改悪も行われた。これら国庫

負担を削減し国民に負担を押し付ける諸改悪を進

めているにもかかわらず、政府は大型公共事業に

よる浪費や大企業への優遇税制の見直しを行うこ

ともないまま、「高齢化社会危機論」を背景に社会

保障財源確保のためとして、消費税の引上げや地

方消費税等の新設をねらっている。私たちは、政

府 臨調行革が進める憲法第二十五条を無視した

諸改悪に反対するとともに、乳幼児から高齢者ま

で地域で安心して暮らせるよう保健・医療・福祉

の総合的な社会保障の拡充を求める。については、

次の事項について実現を図らねばならない。

一、国保への国庫補助率を当面四十五%に戻すこと。
二、低所得者対策を口実とした生活保護医療給付の改善を行わないこと。
三、国保料(税)滞納を理由とした不当な保険証の取上げ、給付差止め、資格証明書の発行をやめること。

第八八〇号 平成六年十一月十六日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府東大阪市大連東二ノ一七ノ三
田中正弘 外五千九百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八八三号 平成六年十一月十六日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 長野市七瀬町七〇八 前田宇吉

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第八八四号 平成六年十一月十六日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 島根県飯石郡赤米町大字下赤名八七七ノ一 塩田政義

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第八九〇号 平成六年十一月十六日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マツサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願

請願者 岐阜市島栄町三ノ二二 社団法人岐阜県鍼灸マツサージ師会会長 藤井成幸

紹介議員 笠原 潤一君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第八九一号 平成六年十一月十六日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願(五通)

請願者 佐賀県多久市北多久町大字小侍六八七ノ一九 谷口秀雄 外四名

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第八九四号 平成六年十一月十六日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マツサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願

請願者 和歌山県新宮市浮島三ノ八 前田澤次

紹介議員 前田 勲男君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第八九五号 平成六年十一月十六日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町鷹子四〇五ノ二 岡島春雄

紹介議員 前島英三郎君

寒冷積雪地域に居住する重度障害者は、自身での除雪は不可能で、その作業は外部に依頼しなければならぬ。また、健康維持には常時暖房が必要である。そのため経費は通常より大幅な負担になり、生活費を圧迫する。ついては、次の事項について実現を図らねばならぬ。
一、寒冷地における重度障害者に除雪、暖房費の助成対策をすること。

第八九七号 平成六年十一月十六日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町鷹子四〇五ノ二 岡島春雄

紹介議員 前島英三郎君

昨今、身体障害者の社会参加の推進は目覚ましいものがあるが、それに伴い自動車等による広範囲の移動が行われている。しかし、外出時の電話通信について、重度の下肢障害者は、公衆電話の利

用は事実上困難な状況である。その上、災害時、非常事態に対処するための緊急手段として携帯電話は、必要不可欠のものである。福祉機器として肢体障害者へ無料貸出しを実施している福祉団に見習い、社会的弱者が負っている不利を解消するために「携帯電話を安価に、そして十分活用できる方策を国が推進すべきである。ついては、次の事項について実現を図らねばならぬ。
一、移動に障害を持つ人々に対し、「携帯電話」を無料で貸与すること。また、その使用料金は、利用者が負担できる範囲の額に軽減すること。

第九〇三号 平成六年十一月十六日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町鷹子四〇五ノ二 岡島春雄

紹介議員 前島英三郎君

頸(けい)髄損傷などによる四肢麻痺(ひ)者は、屋内においても移動が非常に困難である。日常における車いすからベット、浴槽、便器への移乗など生命維持にかかわる動作に難渋している。水平トランスファがあれば、自分自身で衣類の着脱等にも利用できる。また、介助者は腰の病気の腰痛やぎっくり腰等になりやすく、加えて介助者が高齢の場合、介助がきつく介助者の負担を軽減することが必要である。その上、被介助者は遠慮などの精神的負担も除かれる。ついては、次の事項について実現を図らねばならぬ。
一、頸髄損傷などによる四肢麻痺者に対する、水平トランスファや、介助用ホイストを支給すること。

第九〇四号 平成六年十一月十六日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町鷹子四〇五ノ二 岡島春雄

紹介議員 前島英三郎君

近年の医学の進歩により、頸椎(けいつい)や胸椎を損傷した脊(せき)髄損傷者を含む重度障害者も、生命が保たれ、長寿社会の一員として生活できるようになった。また、その反面若年といえども、障害者ゆえに一般の成人病に類する症状を抱えている者がいる。しかしながら、現在在宅で家族などの介助を受けている重度障害者の家族には常時負担がかかり、やがては体力の衰えや疲労の蓄積等により十分な介助ができなくなり、言わば共倒れになる深刻な事態に立ち至ることは目に見えている。さらに、重度障害者は、医師と看護婦による専門的な介助及び常時介助が必要であるため、安心して生活できる施設を見つけることは著しく困難である。このようなケースに対処するため、重度障害者が安心して生活できるケア付き施設、重度障害者が一定期間を過ごし療養することのできる「高度の医療機能を兼ね備えたケア付き施設」を建設し、運営するよう求める。ついては、次の事項について実現を図らねばならぬ。
一、各都道府県単位に重度障害者と家族のための、次の条件を満たしたケア付き施設を建設し、運営すること。
1 医師並びに看護婦が常駐し、入居障害者の健康に留意すること。
2 重度障害者と家族が同居して療養と生活が営めること。
3 在宅の重度障害者が一定期間入居することのできること。
二、そのケアハウスへの入居に際しての必要な費用は、国が負担するようにすること。

第九〇五号 平成六年十一月十六日受理
脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町鷹子四〇五ノ二 岡島春雄

紹介議員 前島英三郎君

労働災害、疾病あるいは事故により頸椎(けいつい)や胸椎を損傷した脊(せき)髄損傷者の総数

は全国に約六万人と言われている。このような脊髄損傷による重度障害者は、単に手足の麻痺(ひ)だけでなく、褥瘡(じよくそう)から排尿困難や失禁及び排便困難を始め、神経麻痺から派生する種々の症状に苦しんでいる。また、これらの症状より腎臓や心臓に異状を来し、あるいは薬剤の副作用等により死期を早めるのではないかと不安な毎日を送っている。脊髄の治療が可能になり、わずかも機能が回復すればその効果は絶大であり、日常生活の向上はもとより、社会参加が可能になり、障害者の就労も更に広範なものとなる。各研究機関が予算不足で研究を中断することのないよう、また、政府がイニシアティブを取り脊髄神経の治療に関する研究活動を更に促進するよう、予算的裏付けのある施策を求めたい。ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 一、脊髄神経治療の研究にかかわっている各機関に十分な予算提供をすること。
- 二、脊髄神経治療の研究開発を促進し、研究成果の発表を義務化すること。

第九〇六号 平成六年十一月十六日受理
脊(せき) 髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町鷹子四〇五ノ

二 岡島春雄

紹介議員 前島英三郎君

脊(せき) 髄損傷者は急性期又は再入院時において、対麻痺(ひ)及び四肢麻痺のため常時介助が必要である。このため現在の基準看護内では、十分な看護が受けられない。ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 一、脊髄損傷者の入院時には常時看護が受けられる付添看護人制度を策定すること。

第九〇七号 平成六年十一月十六日受理
重度頸(けい) 髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町鷹子四〇五ノ

二 岡島春雄

紹介議員 前島英三郎君

頸(けい) 髄損傷による重度障害者は、横隔膜が動かないために自力で呼吸することができず、人工呼吸器を使用して呼吸を補助せざるを得ない状況にある。そのような頸髄損傷等の重度障害者であっても、退院を強要されることがある。人工呼吸器の支給を受けることができれば、在宅生活が可能であり、なお、欧米諸国の実例が示すように積極的な社会活動に参加することができる。ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 一、重度障害者のうち、頸髄損傷などにより呼吸困難な者に対して、補装具として人工呼吸器を支給すること。

第九〇八号 平成六年十一月十六日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町鷹子四〇五ノ

二 岡島春雄

紹介議員 前島英三郎君

脊(せき) 髄損傷の治療・訓練について、全国各地の病院で誤った看護指導などがなされることが多いため、多数の脊髄損傷者の褥瘡(じよくそう)や尿路感染症の治療期間が必要以上に長期化している。本来、脊髄損傷となった者の家庭・社会復帰には、職業前訓練に至るまでの一貫した治療と訓練とが不可欠であるが、このような体系的な施設を持つた所は、全国でも二、三箇所しかない。若年受傷者がある一方、最近では高齢化が進み成人病にかかる脊髄損傷者も増加しているため、成人病対策も必要になってきている。また、高位損傷の頸(けい) 髄損傷者が増加している現在、カナダ等で既に制度化されて活躍している「呼吸療法士」の認定と呼吸療法普及等による高位頸髄損傷者の家庭復帰、社会参加の実現も急を要する課題であり、この対策を早急に実現する必要がある。脊髄損傷者の身体機能自己管理を基本とした指導、器械呼吸による高位頸髄損傷者の自立生活の実現、高齢脊髄損傷者の成人病対策、職業前訓練までの連続

したりハビリテーション等を実現するための医療制度の改善を求めたい。ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 一、すべての脊髄損傷者が十分な医療とリハビリテーションを受けることができ、そして社会参加できるように現在の制度を改善すること。

第九〇九号 平成六年十一月十六日受理

在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町鷹子四〇五ノ

二 岡島春雄

紹介議員 前島英三郎君

平成二年の身体障害者福祉法の改正では、「身体障害者の在宅生活への援助」を明確に打ち出し、「身体障害者の社会経済活動への参加を促進する」とうたいながら、肝心のホームヘルパー派遣事業においては、通勤する身体障害者(就労して社会経済活動している障害者)は「留守宅介助の対象」としないうとしてその派遣を禁止している。このことは、法改正を無視することであり、早急に改善しなければならぬ。そして、同年の福祉八法改正で最も強く要望されていることは、これら改善に市町村が必要とする財源の問題である。適切な方法での必要財源の確保は、制度の完成を左右するものであり、全国の自治体はこの財源なくしては動くことはできない。ついで、障害者の在宅生活のため、次の事項について実現を図られたい。

- 一、政府は、「障害者保健福祉施策推進本部」を設置したが、この組織は官僚のみとせず、当事者であり障害者の専門家である障害者を構成メンバーに加えること。
- 二、国は、介護保険制度の実現に向けて準備を進めているが、今後実施される公的派遣制度の中で、在宅障害者が要求している「必要なとき、必要な介助」が受けられることを実現すること。
- 三、ホームヘルパー派遣制度の改善によって、

身体障害者福祉法の目的である「社会活動と経済活動への参加」を促進させること。

- 四、生活能力が減退している高齢障害者のための「介助に関するマニュアル」を国が作成すること。

五、国は、市町村が実施する「障害者・高齢者在宅生活支援事業」を実現するため、十分な財源を確保すること。

第九一〇号 平成六年十一月十六日受理

重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町鷹子四〇五ノ

二 岡島春雄

紹介議員 前島英三郎君

憲法はすべての国民に文化的生活を保障しているが、現行の障害基礎年金は、最も保障を必要としている重度障害者にとって、標準的な生計を維持できる金額を満たしていない。特に独立生活を営む者には、その維持が不可能な金額であり、これを補てんするには生活保護費の受給に頼らざるを得ないのが実態である。よって、障害基礎年金の大幅な増額を行い、標準的な生活を維持できる金額の給付を求めたい。ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 一、障害基礎年金を増額すること。
- 二、障害基礎年金の国庫負担率を大幅に引き上げる。

第九一一号 平成六年十一月十六日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町鷹子四〇五ノ

二 岡島春雄

紹介議員 前島英三郎君

年金制度の度重なる改正によって、我が国の年金制度は改善されてきたといえ、過去には旧法の制度上の条件、あるいは行政の指導の不備・不徹底等が原因となり、無年金障害者が発生するに至っている。しかし、それに対する解消策が講ぜ

られていないため、全国で多数の無年金者が苦しんでいる現状である。無年金障害者になった原因の一部を述べると、旧法（二十歳以上の学生強制加入以前）による学生の任意加入制度によって生じたもの、障害者になった後に離婚されたサラリーマンの妻など、その他、制度創設後間もない時期や法改正過渡期に生じた未加入者がある。その上、無年金障害者は、現在、逆進的な消費税をも負担させられている。この大きな矛盾は、早急に解消されなければならない。この無年金障害者の解消について、厚生省は、社会保険方式の根幹を揺るがすものとして、障害基礎年金の支給はできないと主張しているが、広く社会保険制度全般の施策を講ずるよう求める。ついては、早急に次の事項について実現を図らねばならない。

一、重度身体障害者の無年金者に現行の障害基礎年金に準じた金額を支給すること。

第九一二号 平成六年十一月十六日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 東京都調布市緑ヶ丘二ノ二五ノ一、七一一 吉岡誠一 外五十九名

紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第九一四号 平成六年十一月十七日受理
被爆者援護法の早期制定に関する請願（三十通）

請願者 沖縄県那覇市首里石嶺町四ノ三六四 山城洋子 外二十九名

紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九一七号 平成六年十一月十七日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県宗像郡津屋崎町宮司二、〇一八 松波余年子 外十四名

紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第九二六号 平成六年十一月十七日受理
乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 福島市三河北町六ノ五ノ一〇三 星野幸江 外二百十六名

紹介議員 高崎 裕子君
日本では出生率が年々減少し、厚生省の人口動態統計によれば平成五年にはとうとう一・四六人になった。若い夫婦の九割近くが子供は二・三人欲しいと思いつながら、「子育てにお金がかかる」（三十・一％で第一位、厚生省第十回出生動向基本調査）などの理由で出産をあきらめている実態がある。未来を担う子供を育てることは親の責任であると同時に社会の責任でもある。乳幼児は特に病気にかなりやすく、発熱、下痢、嘔（ぜ）ん息、アトピー性皮膚炎など通院回数も多くなっている。特に皮膚や呼吸器などのアレルギーについては、四歳までの幼児の約四割、都市では五割がその症状を訴えている。アトピーの子供を持つ親の精神的・経済的負担は大変なもので、近年、親の育児不安を引き起こす要因の一つにもなっている。「子どもの権利条約」第二十四条でも、児童には、現在達し得る最高水準の健康を享受し、病気の治療及び健康の回復のための施設で手当を受ける権利があると定めている。子供が病気に悩まされたとき、いつでもどこでも安心して医者にかかれるように、国として乳幼児医療無料制度を早期に確立するよう求める。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、乳幼児医療無料化を国の制度として確立すること。

二、当面三歳児まで、入院・外来を問わず所得制限無しで実施すること。

第九二七号 平成六年十一月十七日受理
骨粗しょう症予防のための健診体制の充実に関する請願

請願者 福島市野田町一ノ一ノ四四 石井佳子 外百八十四名

紹介議員 西山登紀子君

寝たきりになる原因のうち、脳卒中に次いで多いのが骨折である。我が国では四百万人から五百万人の骨粗しょう症の患者がいると言われている。骨粗しょう症は高齢期になってからの問題ではなく、子供の時からバランスの取れた食事とスポーツで身体を鍛え、カルシウムを必要量貯えているかが骨粗しょう症になりやすいかどうかを左右する別れ道と言われている。インスタント食品やペットボトルの飲料水などがあふれる中、健康に必要なバランスの取れた食べ物や生活について行き届いた指導が求められている。骨粗しょう症は、閉経後急激に進むと言われているが、骨粗しょう症の診断が出た場合でも、早期発見であれば、生活改善、治療によってカルシウムを補うことができ、定期健康診断の重要性が明らかになっている。厚生省の「骨粗しょう症健診事業」では、十八歳から三十九歳までの年齢制限があるが、年齢制限無しで、いつでもどこでも気軽に健診できるようにすることが求められている。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、すべての女性を対象に、いつでもどこでも気軽に健診ができるよう、「婦人の健康づくり推進事業」を拡充すること。

二、骨粗しょう症に対し、予防、治療、リハビリ等について、研究体制を確立すること。

三、老人保健法による保健事業の住民健診制度の乳癌（がん）、子宮癌健診に骨粗しょう症の健診を加え、三点セットで実施すること。

第九二八号 平成六年十一月十七日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願（二十七通）

請願者 長野市上高田一、四八〇ノ一四 宮沢秀夫 外二十六名

紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第九三七号 平成六年十一月十七日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 岩手県盛岡市紅葉が丘二ノ一六 磯ふさ 外五十九名

第九三八号 平成六年十一月十七日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願

請願者 岩手県北上市和賀町横川目六ノ一 三二 高橋則雄

第九四〇号 平成六年十一月十七日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 岩手県北上市和賀町横川目六ノ一 三二 高橋則雄

第九四六号 平成六年十一月十七日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 岩手県北上市和賀町横川目六ノ一 三二 高橋則雄

第九四七号 平成六年十一月十七日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 岩手県北上市和賀町横川目六ノ一 三二 高橋則雄

第九四八号 平成六年十一月十七日受理
脊（せき）髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 岩手県北上市和賀町横川目六ノ一 三二 高橋則雄

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第九四九号 平成六年十一月十七日受理
脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願
請願者 岩手県北上市和賀町横川目六ノ一
三一 高橋則雄
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第九五〇号 平成六年十一月十七日受理
重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願
請願者 岩手県北上市和賀町横川目六ノ一
三一 高橋則雄
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第九五一号 平成六年十一月十七日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 岩手県北上市和賀町横川目六ノ一
三一 高橋則雄
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第九五二号 平成六年十一月十七日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 岩手県北上市和賀町横川目六ノ一
三一 高橋則雄
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第九五三号 平成六年十一月十七日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 岩手県北上市和賀町横川目六ノ一
三一 高橋則雄
紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第九五四号 平成六年十一月十七日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 岩手県北上市和賀町横川目六ノ一
三一 高橋則雄
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第九六〇号 平成六年十一月十七日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 長野市田町二、四四五 関口敏行
紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第九六四号 平成六年十一月十七日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 東京都渋谷区神南一ノ八ノ一七 川口信吾
紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第九六八号 平成六年十一月十七日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府堺市深井水池町四六一 井上善弘 外五百九十九名
紹介議員 前畑 幸子君
一、一般民間の空襲による戦災犠牲者、傷害者、死者遺族等に対する戦時災害援護法を早急に制定すること。
二、一般民間の戦災犠牲者、傷害者、死者遺族等の全国的調査を国の責任において実施すること。

理由
さきの大戦の際、軍人軍属、準軍属だけでなく多数の国民が空襲その他の戦時災害により、傷害を受け、又は死亡したが、戦後四十有余年、これらの戦争犠牲者とその遺族に対しては、何らの援護も行われていない。よって、国会が国家補償の精神

に基づき、右の者を対象とする戦時災害援護法を早急に制定し、旧軍人、家族等に対するのと同様の援護を与えるべきである。

第九七〇号 平成六年十一月十七日受理
国民医療の改善等に関する請願
請願者 大阪府西淀川区堀里二ノ一七ノ一
〇 早川美保子 外四百七十二名
紹介議員 橋本 敦君
一、すべての患者・国民がいつでもどこでもだれもお金の心配なく安心して良い医療が受けられるよう、国庫負担を大幅に増やすなど、国の責任で公的保険を充実させ、良い医療と看護を保障すること。
1 より良い医療が受けられるよう、患者の負担を増やすことなく診療報酬を改善すること。
(一) 高齢者の入院制限の制度や差別の仕組みを無くすること。
(二) 保険医療給付の制限をやめ、入院給食を保険から外さないこと。
(三) 差額ベッドの拡大など保険外負担を無くすること。
(四) 保険で「良い入れ歯」が作れるようにすること。
2 国民が安心して受けられる健康保険制度にすること。
(一) 健康保険本人十割給付の復活など健康保険制度の改善をすること。
(二) 保険料(税)の引下げ及び減免制度の拡充、傷病手当・出産手当の給付など国民健康保険制度を改善し、保険証は無条件に交付すること。
(三) 高額療養費の限度額を大幅引下げなど、患者負担を改善すること。
3 六歳未満のすべての乳幼児医療費を無料にすること。老人医療無料を復活し、六十五歳以上とすること。
4 病院や診療所つづし、医療の當利化を進め

る医療法再「改正」を行わないこと。
5 公的保障で地域の医療・福祉を拡充すること。
(一) 国公立医療機関・保健所つづしをやめ、内容を拡充すること。
(二) 看護婦やヘルパーなど医療や福祉従事者の確保対策を強化すること。
(三) 老人保健福祉計画の実施に当たっては、国の財政的保障を明確にすること。
(四) 特別養護老人ホームを増やし、訪問看護等の在宅医療・福祉を拡充すること。

第九七一号 平成六年十一月十七日受理
公衆衛生対策の強化に関する請願
請願者 大阪府東大阪市長田八六 朝川敏雄 外百八十一名
紹介議員 橋本 敦君
一、環境汚染による公害病やアレルギー疾患、水・食品の安全性、住宅・廃棄物問題の解決、エイズ・C型肝炎など感染症対策を始めとした新しい住民のニーズにこたえられるように、公衆衛生関係職員的大幅な増員を図ること。
二、老人や障害者が地域において健康で安心して暮らせるため必要なサービスが総合的に公的責任の下で受けられるよう、保健・医療・福祉住宅などの関係行政部門と施策をそれぞれ強化すること。
三、右記の事項を実現するため、国は地方自治体への財政負担の押し付けをやめ、必要な財源を保障すること。

十一月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、被爆者援護法の早期制定に関する請願(第九七五号)
一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第九七六号)
一、慢性関節リウマチのプール療法に関する請

二四

一、介助用ボイスト・水平トランスファの支給

基準緩和に関する請願(第二一六五号)

願(第二一六六号)

一、脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関

一、脊（せき）髄損傷者の入院時における付添

看護人に要する請願(第一一六八号)

器支給に関する請願(第二一六九号)

一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願

(第二十七号)

一、重度障害者の所得保障充実のための障害基

礎年金の増額に関する請願(第一一七二号)

七三号)
一、寒冷地における重度障害者対策に関する請

願(第二七四号)

一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請

願(第二七五号)

一、介助用ホイス・水平トランスファの支給

基準緩和に関する請願(第二一八号)

願(第一八二号)

一、脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関

一、脊（せき）髄損傷者の入院時における付添

看護人に関する請願(第二一八四号)

器支給に関する請願(第一一八五号)

一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一

一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願

一、重度障害者の所得保障充実のための障害基

礎年金の増額に関する請願(第一一八八号)
二、無年金障害者の解消に関する請願(第一一

八九号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第一一九〇号)(第一一九一号)(第一一九二号)(第一一九七号)(第二二〇〇号)

一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(第二二〇三号)

一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第二二〇九号)

一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(第二二一〇号)

一、脊(せき) 髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第二二一一号)

一、脊(せき) 髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願(第二二一二号)

一、重度障害(けい) 髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(第二二二三号)

一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一二二四号)

一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願(第二二二五号)

一、重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第二二二六号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第二二二七号)

第九七五号 平成六年十一月十八日受理
被爆者援護法の早期制定に関する請願(三十通)

請願者 沖縄県中頭郡中城村宇伊舎堂二二〇 比嘉美智子 外二九九名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九七六号 平成六年十一月十八日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市片瀬海岸三ノ一〇ノ六 嶋結子 外二名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第九八二号 平成六年十一月十八日受理

慢性関節リウマチのプール療法に関する請願
請願者 東京都小金井市中町四ノ六ノ一〇 大久保漢子 外五百九十九名

紹介議員 勝木 健司君

働き盛りの女性に発症の多い慢性関節リウマチは、全身の関節が侵される炎症性の病気で、いまだ原因が解明されていないため、根治する原因療法が無い。薬物療法だけでは、長年にわたる関節破壊による肢体不自由や身体障害への進行に、大方が歯止めをかけられないのが現状である。そこに薬と同時にリハビリテーション医療の重要性がある。骨・筋肉・関節等の運動器は痛むからといって、動かさないでいると栄養障害を起こし、萎(い)縮・変形し、筋力の低下を招いて、更に動けなくなるので、動かす必要があるが、陸上での運動では悪くなっている関節を使ってしまうため、更に関節を破壊する危険がある。温水プールによる水中運動療法によって、関節を痛めないで、有効な運動訓練をすることが出来る。その利点として、水の浮力は車いすの人も立つて歩けるほど運動訓練を容易にする。温水による鎮痛作用で弱い筋力でも関節可動域一杯の運動が可能になる。水深の調節によって関節の障害程度に合った重さで訓練できる。運動速度を変えることで患者の筋力に合った水の抵抗が得られる等が挙げられる。プール療法の効果として国立伊東温泉病院の例を挙げると、昭和六十一年平成元年の四年間に、入院時歩行不能十五例中十四例は歩行可能となり、階段昇降不能四十一例中十六例は昇降可能となり、退院した。同病院には、本州はもとより、北海道・沖縄からの患者の入院もあり、退院後は伊東市内に転居したり、市内のホテルに滞在して治療に通う者もいるが、これらの患者が自らの居住地でプール療法を受けられることが望ましい。最近リウマチの外に、高齢者や病氣・事故等による機能回復訓練のために、市のプールが開放される所も、わずかであるが出てきているが、障害者のためのプールはまれにしかない。訓練を有効に続けて行

うためには、病人専用のものが是非とも必要である。ついでに、国立伊東温泉病院のリウマチセンターをモデルにして、次の措置を採らねばならない。

一、リウマチ専門医のいる国公立病院で、プール療法が受けられるようにプールの設置と、理学・作業療法士等医療スタッフの充実を図ること。

二、リウマチ研修医にプール療法を必修とし、研修医の海外派遣の際には欧米のプール療法を時間を掛けて研究できるようにすること。

三、プールを建設・維持しても病院経営がより成り立つよう、健康保険点数の改善及び助成を図ること。

第九八八号 平成六年十一月十八日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願
請願者 愛知県半田市有楽町三ノ一一五 柳原ちあ 外四十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一〇〇〇号 平成六年十一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 広島市西区己斐西町一九ノ二二 松岡春代 外二十八万九千四百九十三名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一〇〇二号 平成六年十一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 山口県佐波郡徳地町岸見九七 本和也 外千二百名

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一〇〇六号 平成六年十一月十八日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 岩手県花巻市花城町一〇ノ二七

千田八三

紹介議員 椎名 素夫君
この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第一〇二二号 平成六年十一月十八日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願
請願者 東京都新宿区市谷松河原町六 新田和子 外五十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一〇一六号 平成六年十一月十八日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 長野市徳間一、四八五 倉沢千次

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第一〇一七号 平成六年十一月十八日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 東京都文京区春日二ノ二〇ノ一六 晃栄ビル 友成正

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第一〇一九号 平成六年十一月十八日受理

寒冷地における重度障害者対策に関する請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二 野口春幸

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一〇二二号 平成六年十一月十八日受理

身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二 野口春幸

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一〇二八号 平成六年十一月十八日受理

重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一〇二九号 平成六年十一月十八日受理

脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一〇三〇号 平成六年十一月十八日受理

脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一〇三二号 平成六年十一月十八日受理

重度頭(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇三三号 平成六年十一月十八日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一〇三三三号 平成六年十一月十八日受理

在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一〇三四号 平成六年十一月十八日受理

重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一〇三五号 平成六年十一月十八日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一〇三六号 平成六年十一月十八日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 福島県相馬市中村字桜ヶ丘七二

奥山重男

紹介議員 太田 豊秋君

この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

第一〇三八号 平成六年十一月十八日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(九通)

請願者 秋田市中通一ノ二ノ五 川村長太郎 外八名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第一〇三九号 平成六年十一月十八日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(二十通)

請願者 岐阜県大垣市旭町六ノ三三垣商工会議所 小島信夫 外十九名

会澤所 小島信夫 外十九名

紹介議員 笠原 潤一君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第一〇四〇号 平成六年十一月十八日受理

カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願

請願者 神戸市垂水区瑞ヶ丘六ノ二三社団法人兵庫県鍼灸マッサージ師会会長 吉田卓次

紹介議員 河本 三郎君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一〇四四号 平成六年十一月十八日受理

保育制度の改善と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一一ノ二社会福祉法人日本保育協会理事 長 上村一 外五十七万六千三百二十八名

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一〇四七号 平成六年十一月十八日受理

カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願

請願者 栃木県足利市板倉町四七七ノ五社団法人栃木県鍼灸按摩マッサージ指圧師会会長 鈴木正一

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一〇四八号 平成六年十一月十八日受理

人工肛(こう)門・人工膀胱(ぼうこう)造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願

請願者 名古屋市中区小坂町三ノ二三 山田敬止 外七百七名

紹介議員 横尾 和伸君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第一〇五三三号 平成六年十一月二十一日受理

被爆者援護法の早期制定に関する請願(三十通)

請願者 沖縄県中頭郡西原町宇小波津二三三ノ三〇 山城一郎 外二十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇五四号 平成六年十一月二十一日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 福岡市東区和白東二ノ一八ノ二 岩崎邦夫 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一〇六〇号 平成六年十一月二十一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 島根県大原郡大東町大字大東一、八六五 藤原康男

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第一〇八九号 平成六年十一月二十一日受理

寒冷地における重度障害者対策に関する請願

請願者 長崎県佐世保市花高三ノ一ノ二 一〇五 蔵屋準

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一〇九一十一号 平成六年十一月二十一日受理

身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 長崎県佐世保市花高三ノ一ノ二

一〇五 蔵屋準

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一〇九七号 平成六年十一月二十一日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 長崎県佐世保市花高三ノ一ノ二ノ
一〇五 蔵屋準

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一〇九八号 平成六年十一月二十一日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
請願者 長崎県佐世保市花高三ノ一ノ二ノ
一〇五 蔵屋準

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一〇九九号 平成六年十一月二十一日受理
脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 長崎県佐世保市花高三ノ一ノ二ノ
一〇五 蔵屋準

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一一一〇号 平成六年十一月二十一日受理
脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願
請願者 長崎県佐世保市花高三ノ一ノ二ノ
一〇五 蔵屋準

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一一一〇号 平成六年十一月二十一日受理
重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願
請願者 長崎県佐世保市花高三ノ一ノ二ノ

一〇五 蔵屋準

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一一二二号 平成六年十一月二十一日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 長崎県佐世保市花高三ノ一ノ二ノ
一〇五 蔵屋準

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一一二三号 平成六年十一月二十一日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 長崎県佐世保市花高三ノ一ノ二ノ
一〇五 蔵屋準

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一一二四号 平成六年十一月二十一日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 長崎県佐世保市花高三ノ一ノ二ノ
一〇五 蔵屋準

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一一二五号 平成六年十一月二十一日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 長崎県佐世保市花高三ノ一ノ二ノ
一〇五 蔵屋準

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一一二七号 平成六年十一月二十一日受理
慢性関節リウマチのブール療法に関する請願
請願者 長崎県佐世保市花高三ノ一ノ二ノ
一〇五 蔵屋準

第一一二〇号 平成六年十一月二十一日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マツサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願
請願者 東京都千代田区四番町九ノ八小田
急マンション六〇六 横山静江
外二名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一一二一号 平成六年十一月二十一日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マツサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願
請願者 東京都板橋区常盤台四ノ二RB五
〇四 緒方昭広 外二名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一一二七号 平成六年十一月二十一日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願(四通)
請願者 静岡県富士宮市若の宮町四五 清水成夫 外三名

紹介議員 櫻井 規順君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第一一二三〇号 平成六年十一月二十一日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 長野市川合新田六六五 山崎重信

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第一一二三二号 平成六年十一月二十一日受理
男性介護人に関する請願
請願者 長野県上田市常入一ノ四ノ一三 藤井鞠子 外五百八十六名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第二五八号と同じである。

第一一二三二号 平成六年十一月二十一日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願
請願者 長野県上田市五加一、〇一〇ノ七 村上和夫 外六百十五名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一一二三五号 平成六年十一月二十一日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マツサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願
請願者 長野県塩尻市広丘原新田二二三 社団法人長野県鍼灸マツサージ師会 会長 桜井俊二

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一一二三六号 平成六年十一月二十一日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マツサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願
請願者 東京都板橋区常盤台四ノ二RF ノ一〇四 藤井亮輔 外十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一一二四〇号 平成六年十一月二十一日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六 ノ一 団義則

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一一二四二号 平成六年十一月二十一日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

紹介議員 ノ一 団義則
坂野 重信君
この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一一四八号 平成六年十一月二十一日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一一四九号 平成六年十一月二十一日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一一五〇号 平成六年十一月二十一日受理
脊(せき) 随神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一一五十一号 平成六年十一月二十一日受理
脊(せき) 随神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一一五二号 平成六年十一月二十一日受理
重度頭(けい) 随神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一一五三号 平成六年十一月二十一日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

紹介議員 ノ一 団義則
坂野 重信君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一一五三号 平成六年十一月二十一日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一一五四号 平成六年十一月二十一日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一一五五号 平成六年十一月二十一日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一一五六号 平成六年十一月二十一日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一一五七号 平成六年十一月二十一日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九一五号と同じである。

第一一五八号 平成六年十一月二十一日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一一五九号 平成六年十一月二十一日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一一六〇号 平成六年十一月二十一日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九一八号と同じである。

第一一六六号 平成六年十一月二十一日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九一九号と同じである。

第一一六七号 平成六年十一月二十一日受理
脊(せき) 随神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

第一一六八号 平成六年十一月二十一日受理
脊(せき) 随神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九二一号と同じである。

第一一六九号 平成六年十一月二十一日受理
脊(せき) 随神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九二二号と同じである。

第一一七〇号 平成六年十一月二十一日受理
脊(せき) 随神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九二三号と同じである。

第一一六九号 平成六年十一月二十一日受理
重度頭(けい) 随神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九二四号と同じである。

第一一七〇号 平成六年十一月二十一日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

第一一七〇号 平成六年十一月二十一日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九二六号と同じである。

第一一七二号 平成六年十一月二十一日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一一七三号 平成六年十一月二十一日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九二八号と同じである。

第一一七四号 平成六年十一月二十一日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第一一七五号 平成六年十一月二十一日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願
請願者 鹿兒島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

請願者 富山県中新川郡上市町江又一ノ五

七 土井洋二

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一一七五号 平成六年十一月二十一日受理

身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町江又一ノ五

七 土井洋二

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一一八一号 平成六年十一月二十一日受理

介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町江又一ノ五

七 土井洋二

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一一八二号 平成六年十一月二十一日受理

重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町江又一ノ五

七 土井洋二

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一一八三号 平成六年十一月二十一日受理

脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町江又一ノ五

七 土井洋二

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一一八四号 平成六年十一月二十一日受理

脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町江又一ノ五

七 土井洋二

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

七 土井洋二

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一一八五号 平成六年十一月二十一日受理

重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町江又一ノ五

七 土井洋二

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一一八六号 平成六年十一月二十一日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町江又一ノ五

七 土井洋二

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一一八七号 平成六年十一月二十一日受理

在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町江又一ノ五

七 土井洋二

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一一八八号 平成六年十一月二十一日受理

重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町江又一ノ五

七 土井洋二

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一一八九号 平成六年十一月二十一日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町江又一ノ五

七 土井洋二

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一一九〇号 平成六年十一月二十一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(四通)

請願者 横浜市南区宿町二ノ四四ノ六 小

林廣吉 外三名

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第一一九一号 平成六年十一月二十一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(十一通)

請願者 北海道空知郡奈井江町字奈井江町

二四三ノ二五 竹重富男 外十名

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第一一九二号 平成六年十一月二十一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 宮崎市橋通東一ノ八ノ一一 宮崎商

工会議所 塩見一郎

紹介議員 上杉 光弘君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第一一九七号 平成六年十一月二十一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(十一通)

請願者 山形県村山市中央一ノ三ノ五 高

梨與右エ門 外十名

紹介議員 鈴木 貞敏君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二二〇〇号 平成六年十一月二十一日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(七通)

請願者 横浜市中区山下町一六二ノ一 平

川治郎 外六名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二二〇三号 平成六年十一月二十一日受理

身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 愛知県海部郡基目寺町森境内六〇

ノ一 岡崎章

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第二二〇九号 平成六年十一月二十一日受理

介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 愛知県海部郡基目寺町森境内六〇

ノ一 岡崎章

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第二二一〇号 平成六年十一月二十一日受理

重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 愛知県海部郡基目寺町森境内六〇

ノ一 岡崎章

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第二二一一号 平成六年十一月二十一日受理

脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 愛知県海部郡基目寺町森境内六〇

ノ一 岡崎章

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第二二一二号 平成六年十一月二十一日受理

脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願

請願者 愛知県海部郡基目寺町森境内六〇

ノ一 岡崎章

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第二二一三号 平成六年十一月二十一日受理

重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

請願者 愛知県海部郡基目寺町森境内六〇

ノ一 岡崎章

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

請願者 愛知県海部郡基目寺町森堤内六〇

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第二二四号 平成六年十一月二十一日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 愛知県海部郡基目寺町森堤内六〇

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第二二五号 平成六年十一月二十一日受理

在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 愛知県海部郡基目寺町森堤内六〇

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第二二六号 平成六年十一月二十一日受理

重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 愛知県海部郡基目寺町森堤内六〇

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第二二七号 平成六年十一月二十一日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 愛知県海部郡基目寺町森堤内六〇

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、被爆者援護法の早期制定に関する請願(第一二二七号)

一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一二二八号)

一、慢性関節リウマチのプール療法に関する請願(第一二二九号)

一、寒冷地における重度障害者対策に関する請願(第一二三〇号)

一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(第一二三二号)

一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一二六九号)

一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(第一二七〇号)

一、脊(せき) 髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第一二七一号)

一、脊(せき) 髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願(第一二七二号)

一、重度障害(けい) 髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(第一二七三号)

一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一二七四号)

一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願(第一二七五号)

一、重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第一二七六号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第一二七七号)

一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一二七八号)

一、寒冷地における重度障害者対策に関する請願(第一二七九号)

一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(第一二八〇号)

一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一三〇〇号)

一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(第一三〇一號)

一、脊(せき) 髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第一三〇二号)

一、脊(せき) 髄損傷者の入院時における付添

看護人に関する請願(第一三〇三号)

一、重度障害(けい) 髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(第一三〇四号)

一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一三〇五号)

一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願(第一三〇六号)

一、重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第一三〇七号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第一三〇八号)

一、男性介護人に関する請願(第一三一四号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願(第一三一五号)

一、人工肛(こう) 門・人工膀胱(ぼうこう) 造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願(第一三一六号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第一三八七号)(第一三九〇号)(第一三九六号)(第一三九七号)

一、カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願(第一三九九号)

一、寒冷地における重度障害者対策に関する請願(第一四〇一號)

一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(第一四〇三号)

一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一四〇九号)

一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(第一四一〇号)

一、脊(せき) 髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第一四一一号)

一、脊(せき) 髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願(第一四一二号)

一、重度障害(けい) 髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(第一四一三号)

一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一四一四号)

一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願(第一四一五号)

一、重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第一四一六号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第一四一七号)

一、寒冷地における重度障害者対策に関する請願(第一四一八号)

一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(第一四二〇号)

一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一四二六号)

一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(第一四二七号)

一、脊(せき) 髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第一四二八号)

一、脊(せき) 髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願(第一四二九号)

一、重度障害(けい) 髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(第一四三〇号)

一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一四三一号)

一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願(第一四三二号)

一、重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第一四三三号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第一四三四号)

一、寒冷地における重度障害者対策に関する請願(第一四三五号)

一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(第一四三七号)

一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一四四三号)

一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(第一四四四号)

一、脊(せき) 髄神経治療の研究開発促進に関する

- 一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一六〇四号)
- 一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願(第一六〇五号)
- 一、重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第一六〇六号)
- 一、無年金障害者の解消に関する請願(第一六〇七号)
- 一、医療保険による良い入れ歯の保障等に関する請願(第一六一〇号)
- 一、保育制度の拡充に関する請願(第一六一四号)(第一六一五号)(第一六一六号)(第一六一七号)(第一六一八号)(第一六一九号)(第一六二〇号)(第一六二一号)(第一六二二号)(第一六二三号)(第一六二四号)
- 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第一六四四号)
- 一、寒冷地における重度障害者対策に関する請願(第一六六〇号)
- 一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(第一六六二号)
- 一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一六六八号)
- 一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(第一六六九号)
- 一、脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第一六七〇号)
- 一、脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願(第一六七一号)
- 一、重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(第一六七二号)
- 一、重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第一六七三号)
- 一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一六七四号)
- 一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願(第一六七五号)
- 一、無年金障害者の解消に関する請願(第一六七六号)
- 一、乳幼児医療無料制度の確立に関する請願(第一六七八号)
- 一、骨粗しょう症予防のための健診体制の充実に関する請願(第一六七九号)
- 一、カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願(第一六八八号)
- 一、保育制度の拡充に関する請願(第一六八九号)
- 一、寒冷地における重度障害者対策に関する請願(第一六九三号)
- 一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(第一六九五号)
- 一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一七〇一号)
- 一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(第一七〇二号)
- 一、脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第一七〇三号)
- 一、脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願(第一七〇四号)
- 一、重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(第一七〇五号)
- 一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一七〇六号)
- 一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願(第一七〇七号)
- 一、重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第一七〇八号)
- 一、無年金障害者の解消に関する請願(第一七〇九号)
- 一、男性介護人に関する請願(第一七二三号)
- 一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願(第一七二四号)
- 一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第一七三四号)(第一七四〇号)
- 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第一七四四号)
- 一、保育制度の拡充に関する請願(第一七五一号)
- 一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第一七八六号)(第一七八七号)(第一七八八号)(第一七八九号)(第一七九〇号)(第一七九一号)(第一七九二号)
- 一、カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願(第一八〇三号)(第一八〇八号)(第一八〇九号)
- 一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第一八一〇号)
- 一、寒冷地における重度障害者対策に関する請願(第一八二二号)
- 一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(第一八二四号)
- 一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一八二〇号)
- 一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(第一八二二号)
- 一、脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第一八二二号)
- 一、脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願(第一八二三号)
- 一、重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(第一八二四号)
- 一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一八二五号)
- 一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願(第一八二六号)
- 一、重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第一八二七号)
- 一、無年金障害者の解消に関する請願(第一八二八号)
- 一、寒冷地における重度障害者対策に関する請願(第一八二九号)
- 一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(第一八三一号)
- 一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一八三七号)
- 一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(第一八三八号)
- 一、脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第一八三九号)
- 一、脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願(第一八四〇号)
- 一、重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(第一八四一号)
- 一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一八四二号)
- 一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願(第一八四三号)
- 一、重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第一八四四号)
- 一、無年金障害者の解消に関する請願(第一八四五号)
- 一、カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願(第一八四六号)
- 一、保育制度の拡充に関する請願(第一八五一号)
- 一、カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願(第一八五三号)(第一八五四号)
- 一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第一八五七号)
- 一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願(第一八五八号)
- 一、カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願(第一八六三号)
- 一、寒冷地における重度障害者対策に関する請願(第一八六六号)
- 一、身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(第一八六六号)

願(第一八八号)

一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一八七四号)

一、重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(第一八七五号)

一、脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第一八七六号)

一、脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願(第一八七七号)

一、重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(第一八七八号)

一、医療制度の対策と改善に関する請願(第一八七九号)

一、在宅障害者の介助体制確立に関する請願(第一八八〇号)

一、重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第一八八一号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第一八八二号)

一、国民健康保険制度の改革に関する請願(第一八八七号)(第一八九二号)(第一八九三号)

第二二七号 平成六年十一月二十二日受理
被爆者援護法の早期制定に関する請願(三〇通)

請願者 茨城県水戸市城東五ノ一五ノ一五
和知忠雄 外二十九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二二八号 平成六年十一月二十二日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市片瀬三ノ一五ノ一六
甘粕晴代 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二二三九号 平成六年十一月二十二日受理
慢性関節リウマチのプールの療法に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市若松町五ノ八

大畑良江 外三百十三名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第九八二号と同じである。

第二二六一号 平成六年十一月二十二日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二
穴見義博

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第二二六三号 平成六年十一月二十二日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二
穴見義博

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第二二六九号 平成六年十一月二十二日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二
穴見義博

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第二二七〇号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二
穴見義博

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第二二七一号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二
穴見義博

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第二二七二号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二
穴見義博

この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第二二七三号 平成六年十一月二十二日受理
重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二
穴見義博

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第二二七四号 平成六年十一月二十二日受理
医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二
穴見義博

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第二二七五号 平成六年十一月二十二日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二
穴見義博

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第二二七六号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二
穴見義博

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第二二七七号 平成六年十一月二十二日受理
無年金障害者の解消に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二
穴見義博

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第二二七八号 平成六年十一月二十二日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 東京都板橋区赤塚新町三ノ一七ノ六山内方 西尾正二 外六十二名
竹村 泰子君

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第二二七九号 平成六年十一月二十二日受理
無年金障害者の解消に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二
穴見義博

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第二二八〇号 平成六年十一月二十二日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ一ノ八〇一 高橋八郎

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第二二八四号 平成六年十一月二十二日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ一ノ八〇一 高橋八郎

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第二二八八号 平成六年十一月二十二日受理
慢性関節リウマチのプールの療法に関する請願

請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ一ノ八〇一 高橋八郎

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第二二九〇号 平成六年十一月二十二日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ一ノ八〇一 高橋八郎

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第二二九一号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ一ノ八〇一 高橋八郎

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第二二九二号 平成六年十一月二十二日受理
慢性関節リウマチのプールの療法に関する請願

請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ一ノ八〇一 高橋八郎

請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一三〇二号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき) 随神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一三〇三号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき) 随損傷者の入院時における付添看護人に対する請願
請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一三〇四号 平成六年十一月二十二日受理
重度頸(けい) 随損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願
請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一三〇五号 平成六年十一月二十二日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一三〇六号 平成六年十一月二十二日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ

一ノ八〇一 高橋八郎
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一三〇七号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一三〇八号 平成六年十一月二十二日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 東京都江戸川区江戸川六ノ二五ノ
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一三一四号 平成六年十一月二十二日受理
男性介護人に関する請願
請願者 長野県松本市里山辺一、六三三ノ
三 堀内かつ美 外二百九十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二五八号と同じである。

第一三一五号 平成六年十一月二十二日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び衰たき老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の現況に関する請願
請願者 長野県松本市大字神林二、九二五
藤牧茂雄 外二百五十名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一三一六号 平成六年十一月二十二日受理
人工肛(こう)門・人工膀胱(ぼうこう)造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願
請願者 新潟市小針南一三ノ一八 佐藤三郎

郎 外七百三十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第一三八七号 平成六年十一月二十二日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 長野県更級郡上山田町温泉三ノ一
ノ一 須佐安登
紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一三九〇号 平成六年十一月二十二日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願(十四通)
請願者 茨城県水戸市大車町二、一四〇ノ
二 宮部秀正 外十八名
紹介議員 狩野 安君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第一三九六号 平成六年十一月二十二日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 東京都中央区東日本橋二ノ二ノ
八 渡邊誠之助
紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

第一三九七号 平成六年十一月二十二日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 千葉県柏市南柏二ノ一〇一 林
賢一
紹介議員 倉田 寛之君
この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

第一三九九号 平成六年十一月二十二日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願
請願者 千葉県八日市場市春海七、四〇九
社団法人千葉県鍼灸按摩マッサージ
指圧師会会長 実川昭

紹介議員 倉田 寛之君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一四〇一号 平成六年十一月二十二日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五佐賀県総合福祉センター 田端弘
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一四〇三号 平成六年十一月二十二日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五佐賀県総合福祉センター 田端弘
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一四〇九号 平成六年十一月二十二日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五佐賀県総合福祉センター 田端弘
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一四一〇号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五佐賀県総合福祉センター 田端弘
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一四一一号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき) 随神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五佐賀県総合福祉センター 田端弘
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一四二二号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき) 髄損傷者の入院時における付添看護人
に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五佐賀県総合
福祉センター 田端弘
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一四二三号 平成六年十一月二十二日受理
重度頭(けい) 髄損傷者に対する人工呼吸器支給
に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五佐賀県総合
福祉センター 田端弘
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一四四四号 平成六年十一月二十二日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五佐賀県総合
福祉センター 田端弘
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一四四五号 平成六年十一月二十二日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五佐賀県総合
福祉センター 田端弘
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一四一六号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金
の増額に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五佐賀県総合
福祉センター 田端弘
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一四一七号 平成六年十一月二十二日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五佐賀県総合
福祉センター 田端弘
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一四一八号 平成六年十一月二十二日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五県心身障害
者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一四二〇号 平成六年十一月二十二日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五県心身障害
者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一四二六号 平成六年十一月二十二日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩
和に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五県心身障害
者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一四二七号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五県心身障害
者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一四二八号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき) 髄神経治療の研究開発促進に関する請
願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五県心身障害
者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

請願者 秋田市旭北栄町一ノ五県心身障害
者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一四二九号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき) 髄損傷者の入院時における付添看護人
に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五県心身障害
者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一四三〇号 平成六年十一月二十二日受理
重度頭(けい) 髄損傷者に対する人工呼吸器支給
に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五県心身障害
者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一四三一号 平成六年十一月二十二日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五県心身障害
者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一四三二号 平成六年十一月二十二日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五県心身障害
者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一四三三号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金
の増額に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五県心身障害
者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一四三四号 平成六年十一月二十二日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五県心身障害
者総合福祉センター 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一四三五号 平成六年十一月二十二日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一四三七号 平成六年十一月二十二日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一四四三号 平成六年十一月二十二日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩
和に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一四四四号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一四四五号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき) 随神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一四四六号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき) 随損傷者の入院時における付添看護人に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一四四七号 平成六年十一月二十二日受理
重度(けい) 随損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一四四八号 平成六年十一月二十二日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一四四九号 平成六年十一月二十二日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一四五〇号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一四五一号 平成六年十一月二十二日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一四五三三号 平成六年十一月二十二日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 群馬県太田市新島町三五八 織間 千恵子
紹介議員 清水嘉子君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一四五七号 平成六年十一月二十二日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マツサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願
請願者 新潟市幸西一ノ三ノ五 上林明
紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一四五八号 平成六年十一月二十二日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マツサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市大字上之一、七七七ノ四社団法人埼玉県鍼灸按摩マツサージ指圧師会会長 井上ひとし
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一四五九号 平成六年十一月二十二日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二七
草水宏昭
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一四六一号 平成六年十一月二十二日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二七
草水宏昭
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一四六七号 平成六年十一月二十二日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二七
草水宏昭
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一四六八号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二七
草水宏昭
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一四六九号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき) 随神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二七
草水宏昭
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

脊(せき) 随損傷者の入院時における付添看護人に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二七
草水宏昭
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一四七一号 平成六年十一月二十二日受理
重度(けい) 随損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二七
草水宏昭
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一四七二号 平成六年十一月二十二日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二七
草水宏昭
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一四七三三号 平成六年十一月二十二日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二七
草水宏昭
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一四七四号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二七
草水宏昭
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一四七五号 平成六年十一月二十二日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二七
草水宏昭
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二七

草水宏昭

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一四七七号 平成六年十一月二十二日受理

身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 大阪府枚方市大峰南町一八ノ一八

社団法人大阪府障害者協会会長

辻一

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一四八二号 平成六年十一月二十二日受理

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 大阪府枚方市大峰南町一八ノ一八

社団法人大阪府障害者協会会長

辻一

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一四八三号 平成六年十一月二十二日受理

重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 大阪府枚方市大峰南町一八ノ一八

社団法人大阪府障害者協会会長

辻一

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一四八四号 平成六年十一月二十二日受理

脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 大阪府枚方市大峰南町一八ノ一八

社団法人大阪府障害者協会会長

辻一

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一四八五号 平成六年十一月二十二日受理

脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願

請願者 大阪府枚方市大峰南町一八ノ一八

社団法人大阪府障害者協会会長

辻一

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一四八六号 平成六年十一月二十二日受理

重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

請願者 大阪府枚方市大峰南町一八ノ一八

社団法人大阪府障害者協会会長

辻一

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一四八七号 平成六年十一月二十二日受理

在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 大阪府枚方市大峰南町一八ノ一八

社団法人大阪府障害者協会会長

辻一

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一四八八号 平成六年十一月二十二日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 大阪府枚方市大峰南町一八ノ一八

社団法人大阪府障害者協会会長

辻一

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一四八九号 平成六年十一月二十二日受理

重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 大阪府枚方市大峰南町一八ノ一八

社団法人大阪府障害者協会会長

辻一

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一四九〇号 平成六年十一月二十二日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 大阪府枚方市大峰南町一八ノ一八

社団法人大阪府障害者協会会長

辻一

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一四九八号 平成六年十一月二十二日受理

障害者の自立の促進と親・家族負担の軽減に関する請願

請願者 岡山市平佐七三ノ一 厨子貴子

外九百九十九名

紹介議員 前島英三郎君

「障害者対策に関する新長期計画」の策定に伴う、新たな障害者の十年がスタートして一年が経過した。この間、心身障害者対策基本法が二十三年振りに改正され、「障害者基本法」が成立するなど、これまでに無い施策の改善が進められた。私たち障害者・家族・関係者は、引き続き「新長期計画」に基づく施策の改善が推進され、新たな十年が実り多いものになることを切実に願っている。取り分け今後の施策を推進する上で、「自立して生活したい」という障害者の願いを真剣に受け止め、年金・介護・雇用・住宅・まちづくりなど関係省庁の連携による総合的な対策を講ずることがどうしても必要である。現行の諸制度は、障害者・家族が生活する上でなくてはならないものである。しかし、利用回数や対象者の制限など制度自体の不十分さとともに、一つ一つの制度が切り離されて実施されていることから、自立を具体的に、効果的に推進するものになっていない。このことは結局、多くの障害者が二十歳過ぎても親・家族に頼って生活せざるを得ない状況をますます作り出し、また、親なき後の子供の将来に不安を持つ多くの

親・家族にとっても深刻な問題であり、言葉で言い尽くせない大きな負担となっている。こうした現状を改善することは、障害者が「基本的な権利を持つ一人の人間として生活」することを明記した「新長期計画」の趣旨に沿ったものである。ついては、次の事項について早急に実現を図りたい。

一、障害者の自立生活を保障する総合的な対策を講ずるために、関係省庁の連携による調査・研究、政策検討を積極的に進めること。また政策立案に当たっては、障害者・家族の参加を保障すること。

二、障害児・者を持つ親・家族の健康・介護実態等の調査を実施すること。また実態に基づく具体的施策を講ずること。

三、制度利用における手続を簡素化するとともに、費用負担を無くすること。取り分け障害者の自立を妨げる親・家族からの費用負担は早急にやめること。

四、障害者の自立の促進と親・家族負担を軽減するため、次のことを早急に実施すること。

1 緊急一時保護事業・ホームヘルパー派遣制度など在宅福祉制度を拡充すること。

2 グループホーム・福祉ホームなど生活施設を大幅に増設するとともに、施設職員の増員・待遇改善を進めること。

3 公営の障害者住宅を増・改築すること。

4 年金・手当制度を充実させること。取り分け無年金障害者の解消、実態に合わない認定基準を改めるとともに、介護手当制度を新たに創設すること。

5 身体障害者・精神薄弱者・精神障害者などすべての障害者を対象とする保護雇用制度を創設すること。

6 補装具・日常生活用具は、必要な品目を自由に購入できるようにすること。

7 障害者の医療費無料化制度を創設すること。また「二次的障害」を始めとした障害者医療の調査・研究を進めること。

8 「まちづくり」を法的に位置付けること。

その際、エレベーター、エスカレーター、点字ブロックなどの設置を義務化し、設置基準を全国統一すること。

9 リフト付きタクシー・バスの運行、J R等の運賃割引制度を拡充するとともに、地方自治体が実施する福祉タクシー制度を国の制度とし、財政的支援を行うこと。

10 学校建設・教職員増員など教育条件を整備するとともに、後期中等教育の保障、学校五日制に伴う社会教育等を充実させること。

第一五〇六号 平成六年十一月二十二日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 島根県益田市七尾町一三ノ九 西田昭雄

紹介議員 青木 幹雄君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一五〇七号 平成六年十一月二十二日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 群馬県前橋市表町二ノ一〇ノ五 新井富久寿

紹介議員 山本 富雄君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一五〇八号 平成六年十一月二十二日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 群馬県前橋市表町二ノ一〇ノ五 入沢康治

紹介議員 上野 公成君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一五〇九号 平成六年十一月二十二日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三 家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一五一三三号 平成六年十一月二十二日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三 家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一五一四号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三 家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一五一五号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三 家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一五一六号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三 家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一五一七号 平成六年十一月二十二日受理
重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三 家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一五一八号 平成六年十一月二十二日受理
医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三 家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一五一九号 平成六年十一月二十二日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三 家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一五二〇号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三 家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一五二一号 平成六年十一月二十二日受理
無年金障害者の解消に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三 家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一五二二号 平成六年十一月二十二日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願

請願者 福井市浅水二日町八〇九 成田久司

紹介議員 山崎 正昭君
この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

請願者 福井市浅水二日町八〇九 成田久司
紹介議員 山崎 正昭君
この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一五三〇号 平成六年十一月二十二日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 福井市浅水二日町八〇九 成田久司

紹介議員 山崎 正昭君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一五三一号 平成六年十一月二十二日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 福井市浅水二日町八〇九 成田久司

紹介議員 山崎 正昭君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一五三二号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 福井市浅水二日町八〇九 成田久司

紹介議員 山崎 正昭君
この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一五三三号 平成六年十一月二十二日受理
脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願

請願者 福井市浅水二日町八〇九 成田久司

紹介議員 山崎 正昭君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一五三四号 平成六年十一月二十二日受理
重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

請願者 福井市浅水二日町八〇九 成田久

司
紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一五三三九号 平成六年十一月二十二日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 福井市浅水二日町八〇九 成田久

司
紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一五三三六号 平成六年十一月二十二日受理

在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 福井市浅水二日町八〇九 成田久

司
紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一五三七七号 平成六年十一月二十二日受理

重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 福井市浅水二日町八〇九 成田久

司
紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一五三八八号 平成六年十一月二十二日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 福井市浅水二日町八〇九 成田久

司
紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一五三三九号 平成六年十一月二十二日受理

寒冷地における重度障害者対策に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ一三ノ六 荻野昭二

司
紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一五四一四号 平成六年十一月二十二日受理

身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ一三ノ六 荻野昭二

六 荻野昭二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一五四七号 平成六年十一月二十二日受理

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ一三ノ六 荻野昭二

六 荻野昭二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一五四八号 平成六年十一月二十二日受理

重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ一三ノ六 荻野昭二

六 荻野昭二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一五四九号 平成六年十一月二十二日受理

脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ一三ノ六 荻野昭二

六 荻野昭二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一五五〇号 平成六年十一月二十二日受理

脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ一三ノ六 荻野昭二

六 荻野昭二

紹介議員 前島英三郎君

第一五五一号 平成六年十一月二十二日受理

重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ一三ノ六 荻野昭二

六 荻野昭二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一五五二号 平成六年十一月二十二日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ一三ノ六 荻野昭二

六 荻野昭二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一五五三三号 平成六年十一月二十二日受理

在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ一三ノ六 荻野昭二

六 荻野昭二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一五五四号 平成六年十一月二十二日受理

重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ一三ノ六 荻野昭二

六 荻野昭二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一五五五号 平成六年十一月二十二日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ一三ノ六 荻野昭二

六 荻野昭二

紹介議員 前島英三郎君

被爆者援護法の早期制定に関する請願(百六十二通)

請願者 東京都世田谷区梅丘二ノ二三ノ三 三田代信子 外百六十一名

三田代信子 外百六十一名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一五五九号 平成六年十一月二十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(二通)

請願者 熊本市島崎一ノ二二ノ九 村山苑子 外一名

村山苑子 外一名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第一五七二二号 平成六年十一月二十四日受理

カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願

請願者 兵庫県西宮市小松町二ノ六ノ一三 北村喜久雄

北村喜久雄

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一五七四号 平成六年十一月二十四日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 高知県室戸市室戸岬町四、二二二 山中秀人 外九百九十九名

山中秀人 外九百九十九名

紹介議員 清水 澄子君

今日、社会環境の大きな変化は国民の労働や生活、子供の発育に影響をもたらしている。その中で、子供の発達する権利と父母・保育者の働く権利を守るために、社会福祉の根幹である保育所措置制度を堅持し、公的保育制度を拡充することが焦眉(しゆめい)の課題となっている。厚生省は平成五年秋、保育問題検討会に保育所入所「直接入所方式」導入の案を提起したが、反対意見が続出して結論を得られなかった。「直接入所方式」導入は、憲法・児童福祉法に基づく国と自治体の公的責任の放棄、国の保育予算大幅削減、保育の営利化の促進

などにつながり、国民が求める保育制度の改善にはならない。今、国民が切実に求めているのは二十年以上も放置されている保育所「最低基準」の抜本的改善と職員増、父母の実態に見合った保育時間の延長と保育料の軽減、入所基準の改善と手続の簡素化などであり、そのための保育予算の大幅増額である。「子どもの権利条約」を批准した政府は、次代を担う子供たちの保育を「市場原理」にゆだねるのではなく、国と自治体の責任において「子供の最善の利益」を保障する施策を講ずることが必要である。ついでには、憲法・児童福祉法に基づく保育所措置制度と子供の権利を守り、国と自治体の責任による豊かな保育・子育ての保障のため、次の事項について実現を図られたい。

- 一、児童福祉法に基づく保育所措置制度を堅持・拡充し、国と自治体の責任で豊かな保育を保障すること。
- 二、保育所職員の配置基準引上げなど「最低基準」の改善と保育予算の増額を行うこと。

第一五七六号 平成六年十一月二十四日受理
医療・年金・福祉の改善に関する請願(二通)
請願者 埼玉県所沢市荒幡八七六ノ一〇
高橋英雄 外百七十二名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第一五九〇号 平成六年十一月二十四日受理
保育制度の拡充に関する請願
請願者 川崎市川崎区殿町一ノ二二ノ一
斎藤美和子 外九百九十九名

紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一五九一号 平成六年十一月二十四日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一五九三号 平成六年十一月二十四日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一五九九号 平成六年十一月二十四日受理
介助用ホイス・水平トランスフアの支給基準緩和に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一六〇〇号 平成六年十一月二十四日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一六〇一号 平成六年十一月二十四日受理
脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一六〇二号 平成六年十一月二十四日受理
脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一六〇三号 平成六年十一月二十四日受理
重度頭(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一六〇四号 平成六年十一月二十四日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一六〇五号 平成六年十一月二十四日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一六〇六号 平成六年十一月二十四日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一六〇七号 平成六年十一月二十四日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一六一〇号 平成六年十一月二十四日受理
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

医療保険による良い入れ歯の保障等に関する請願
請願者 宮城県桃生郡鳴瀬町新東名一ノ一
九〇九 石垣芳枝 外六千四百二
名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一六一四号 平成六年十一月二十四日受理
保育制度の拡充に関する請願
請願者 大阪府堺市福田四八四ノ一八 越
田奈穂子 外四万三千三十一名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一六一五号 平成六年十一月二十四日受理
保育制度の拡充に関する請願
請願者 大阪府堺市鶴見区鶴見一ノ三ノ六 斉
藤一男 外四万三千三十名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一六一六号 平成六年十一月二十四日受理
保育制度の拡充に関する請願
請願者 大阪府堺市文珠橋通一ノ一五 今
木繁 外四万三千三十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一六一七号 平成六年十一月二十四日受理
保育制度の拡充に関する請願
請願者 大阪府堺市横塚台二ノ二六ノ三二
岩月守 外四万三千三十名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一六一八号 平成六年十一月二十四日受理
保育制度の拡充に関する請願(二通)
請願者 大阪府堺市北条町一ノ七ノ一ノ三
二一 横田正春 外四万三千八百

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

十六名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一六一九号 平成六年十一月二十四日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 大阪府堺市日置莊北町四四ノ三六

河野栄三 外四万三千三十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一六二〇号 平成六年十一月二十四日受理

保育制度の拡充に関する請願(一通)

請願者 京都市北区衣笠街道町三一ノ九

稲本哲夫 外四万四千三十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一六二二号 平成六年十一月二十四日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 大阪府堺市菩提町四八ノ二〇

岩谷美香 外四万三千三十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一六二二号 平成六年十一月二十四日受理

保育制度の拡充に関する請願(一通)

請願者 高知県高岡郡越知町越知甲八八

田村昌道 外四万四千二十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一六二三号 平成六年十一月二十四日受理

保育制度の拡充に関する請願(一通)

請願者 京都市北区紫野西古居町一ノ二〇

谷口恵子 外四万四千三十一名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一六二四号 平成六年十一月二十四日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町二丁二ノ二〇

二〇七 江頭正男 外四万三千三十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一六四四号 平成六年十一月二十四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 山口県宇部市東岐波区花園 岡崎

隆士 外千二百一十一名

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一六六〇号 平成六年十一月二十四日受理

寒冷地における重度障害者対策に関する請願

請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内一、四

一八〇六 後藤守正

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一六六二号 平成六年十一月二十四日受理

身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内一、四

一八〇六 後藤守正

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一六六八号 平成六年十一月二十四日受理

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内一、四

一八〇六 後藤守正

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一六六九号 平成六年十一月二十四日受理

重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内一、四

一八〇六 後藤守正

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一六七〇号 平成六年十一月二十四日受理

脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内一、四

一八〇六 後藤守正

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一六七一号 平成六年十一月二十四日受理

脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願

請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内一、四

一八〇六 後藤守正

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一六七二号 平成六年十一月二十四日受理

重度頭(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内一、四

一八〇六 後藤守正

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一六七三号 平成六年十一月二十四日受理

重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内一、四

一八〇六 後藤守正

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一六七四号 平成六年十一月二十四日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内一、四

一八〇六 後藤守正

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一六七五号 平成六年十一月二十四日受理

在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内一、四

一八〇六 後藤守正

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一六七六号 平成六年十一月二十四日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内一、四

一八〇六 後藤守正

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一六七八号 平成六年十一月二十四日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 川崎市多摩区宿河原七ノ一三〇七

ノ四 丸山なほ 外四名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第九二六号と同じである。

第一六七九号 平成六年十一月二十四日受理

骨粗しょう症予防のための健診体制の充実に関する請願

請願者 川崎市高津区久本一ノ一一一〇一七

明瀬好江 外百六十四名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一六八八号 平成六年十一月二十四日受理

カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願

請願者 青森市長島二ノ二二ノ一 寺田俊

光

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一六八九号 平成六年十一月二十四日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 神戸市須磨区平田町三ノ四ノ一
西山成子 外九百九十九名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一六九三号 平成六年十一月二十四日受理

寒冷地における重度障害者対策に関する請願

請願者 石川県金沢市高島二ノ一九〇ノ三
森本忠義

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一六九五号 平成六年十一月二十四日受理

身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 石川県金沢市高島二ノ一九〇ノ三
森本忠義

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一七〇一号 平成六年十一月二十四日受理

介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 石川県金沢市高島二ノ一九〇ノ三
森本忠義

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一七〇二号 平成六年十一月二十四日受理

重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 石川県金沢市高島二ノ一九〇ノ三
森本忠義

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一七〇三号 平成六年十一月二十四日受理

脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 石川県金沢市高島二ノ一九〇ノ三
森本忠義

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一七〇四号 平成六年十一月二十四日受理

脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願

請願者 石川県金沢市高島二ノ一九〇ノ三
森本忠義

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一七〇五号 平成六年十一月二十四日受理

重度頭(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

請願者 石川県金沢市高島二ノ一九〇ノ三
森本忠義

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一七〇六号 平成六年十一月二十四日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 石川県金沢市高島二ノ一九〇ノ三
森本忠義

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一七〇七号 平成六年十一月二十四日受理

在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 石川県金沢市高島二ノ一九〇ノ三
森本忠義

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一七〇八号 平成六年十一月二十四日受理

重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 石川県金沢市高島二ノ一九〇ノ三
森本忠義

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一七〇九号 平成六年十一月二十四日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 石川県金沢市高島二ノ一九〇ノ三
森本忠義

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一七二二号 平成六年十一月二十四日受理

男性介護人に関する請願

請願者 長野市川中島町御厨一、六〇四 田島勇 外百九十九名

紹介議員 高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第二五八号と同じである。

第一七二四号 平成六年十一月二十四日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願

請願者 長野県松本市横田二ノ九ノ八 入山和子 外百九十九名

紹介議員 高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一七三四号 平成六年十一月二十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(二通)

請願者 徳島市万代町四ノ二一 西田勝世 外一名

紹介議員 乾 晴美君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一七四〇号 平成六年十一月二十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(二通)

請願者 東京都中央区新富二ノ四ノ一 高木浩次 外一名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 新潟市中山七ノ三〇ノ三〇 荒木和子

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

第一七四四号 平成六年十一月二十四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 山形県米沢市大字浅川七九九 本田健 外十六万五千七百九十九名

紹介議員 篠崎 年子君

平成七年は被爆五十周年に当たる。国が遂行した戦争の結果として悲惨な原爆の惨禍が生じたことは紛れもない事実である。ほとんど何の治療も受けることなく、亡くなっていった約三十万人に及ぶ原爆死没者に対して誠意ある償いをすべきである。ついでには、被爆五十周年までに国家補償の精神に基づく原爆被害者援護法を制定されたい。

第一七五一号 平成六年十一月二十四日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 岡山県倉敷市安江二〇ノ四 井本令子 外九百九十九名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一七八六号 平成六年十一月二十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(十七通)

請願者 長野市篠ノ井布施高田八九五ノ一 穂谷則雄 外十六名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

第一七八七号 平成六年十一月二十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(二通)

請願者 東京都中央区新富二ノ四ノ一 高木浩次 外一名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

第一七八八号 平成六年十一月二十四日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 島根県八束郡鹿島町古浦六〇七ノ

三 青山努

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一七八九号 平成六年十一月二十四日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 茨城県水戸市堀町一、一四七ノ一

二六 宮田みさを

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一七九〇号 平成六年十一月二十四日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願(十五通)

請願者 山形市宮野四ノ四七 黒田み

つ子 外十四名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一七九一号 平成六年十一月二十四日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 秋田県男鹿市船川港字親道一一九

ノ一八 三浦福蔵

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一七九二号 平成六年十一月二十四日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 熊本県本渡市栄町一ノ二五 永野

栄吉

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一八〇三号 平成六年十一月二十四日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッ
サージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する

る請願

請願者 静岡県浜松市竜神寺町二三五ノ一

今江益

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一八〇八号 平成六年十一月二十四日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッ
サージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する

請願

請願者 愛媛県松山市久万ノ台八七〇社団

法人愛媛県鍼灸按摩マッサージ指

圧師会会長 菅正起

紹介議員 野間 越君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一八〇九号 平成六年十一月二十四日受理
カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッ
サージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する

請願

請願者 徳島市寺島本町西一ノ五九社団法

人徳島県鍼灸マッサージ師会会長

中野義雄

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一八一〇号 平成六年十一月二十四日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願(三通)

請願者 香川県高松市屋島西町一、四八三

ノ一 矢野寛子 外二名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一八一二号 平成六年十一月二十四日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一八一四号 平成六年十一月二十四日受理
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一八二〇号 平成六年十一月二十四日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩

和に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一八二一号 平成六年十一月二十四日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一八二二号 平成六年十一月二十四日受理
脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請

願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一八二三号 平成六年十一月二十四日受理
脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人

に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一八二四号 平成六年十一月二十四日受理
重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給

に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一八二五号 平成六年十一月二十四日受理
医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一八二六号 平成六年十一月二十四日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一八二七号 平成六年十一月二十四日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金

の増額に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一八二八号 平成六年十一月二十四日受理
無年金障害者の解消に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一八二九号 平成六年十一月二十四日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願

請願者 北海道美唄市南美唄町栄町南 佐

々木久雄

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一八三三号 平成六年十一月二十四日受理

身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 北海道美唄市南美唄町栄町南 佐

々木久雄

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一八三七号 平成六年十一月二十四日受理

介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 北海道美唄市南美唄町栄町南 佐

々木久雄

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一八三八号 平成六年十一月二十四日受理

重度障害者のケアハウスの設置に関する請願

請願者 北海道美唄市南美唄町栄町南 佐

々木久雄

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一八三九号 平成六年十一月二十四日受理

脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 北海道美唄市南美唄町栄町南 佐

々木久雄

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一八四〇号 平成六年十一月二十四日受理

脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願

請願者 北海道美唄市南美唄町栄町南 佐

々木久雄

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一八四一号 平成六年十一月二十四日受理

重度頭(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

請願者 北海道美唄市南美唄町栄町南 佐

々木久雄

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一八四二号 平成六年十一月二十四日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 北海道美唄市南美唄町栄町南 佐

々木久雄

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一八四三号 平成六年十一月二十四日受理

在宅障害者の介助体制確立に関する請願

請願者 北海道美唄市南美唄町栄町南 佐

々木久雄

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一八四四号 平成六年十一月二十四日受理

重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 北海道美唄市南美唄町栄町南 佐

々木久雄

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一八四五号 平成六年十一月二十四日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 北海道美唄市南美唄町栄町南 佐

々木久雄

この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一八四六号 平成六年十一月二十四日受理

カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願

請願者 仙台市泉区泉中央三ノ一三ノ一渡辺方社団法人宮城県鍼灸按摩マッサージ指圧師会会長上野照

要君

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一八五一号 平成六年十一月二十四日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 兵庫県西宮市今津久寿川町五ノ一 斎藤仁市 外九百九十九名

紹介議員 南野知恵子君

この請願の趣旨は、第一五七四号と同じである。

第一八五三三号 平成六年十一月二十四日受理

カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願

請願者 京都市南区東九条松田町一三八ノ一 鍼灸マッサージ会館内社団法人 京都府鍼灸マッサージ師会会長 関野光雄

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一八五四号 平成六年十一月二十四日受理

カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願

請願者 鳥取市大代二七一 野島静

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一八五七号 平成六年十一月二十四日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願(十一通)

請願者 沖縄市諸見里一ノ二九ノ一五諸見 会館 渡嘉敷直郎 外十名

紹介議員 大浜 方栄君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第一八五八号 平成六年十一月二十四日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願

請願者 長野県松本市里山辺一、六三五ノ三 堀内かつ美 外百九十九名

紹介議員 大浜 方栄君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一八六三三号 平成六年十一月二十四日受理

カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願

請願者 神奈川県平塚市老松町六ノ五社団法人神奈川県鍼灸按摩マッサージ指圧師会会長 石井嘉茂

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一八六六号 平成六年十一月二十四日受理

寒冷地における重度障害者対策に関する請願

請願者 千葉県市原市飯沼五一八ノ一 千葉均

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第一八六八号 平成六年十一月二十四日受理

身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

請願者 千葉県市原市飯沼五一八ノ一 千葉均

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第一八七四号 平成六年十一月二十四日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 千葉県市原市飯沼五一八ノ一千
葉均
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一八七五号 平成六年十一月二十四日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
請願者 千葉県市原市飯沼五一八ノ一千
葉均
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一八七六号 平成六年十一月二十四日受理
脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 千葉県市原市飯沼五一八ノ一千
葉均
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第九〇五号と同じである。

第一八七七号 平成六年十一月二十四日受理
脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願
請願者 千葉県市原市飯沼五一八ノ一千
葉均
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一八七八号 平成六年十一月二十四日受理
重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願
請願者 千葉県市原市飯沼五一八ノ一千
葉均
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一八七九号 平成六年十一月二十四日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 千葉県市原市飯沼五一八ノ一千
葉均
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一八八〇号 平成六年十一月二十四日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 千葉県市原市飯沼五一八ノ一千
葉均
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一八八一号 平成六年十一月二十四日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 千葉県市原市飯沼五一八ノ一千
葉均
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第一八八二号 平成六年十一月二十四日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 千葉県市原市飯沼五一八ノ一千
葉均
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第一八八七号 平成六年十一月二十四日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願(十一通)
請願者 北海道目梨郡羅臼町峯浜町 下枋 棚貢 外十名
紹介議員 片山虎之助君
この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第一八八八号 平成六年十一月二十四日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願
請願者 埼玉県加須市中央二ノ四ノ一七
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

齋藤武治
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第一八八九号 平成六年十一月二十四日受理
国民健康保険制度の改革に関する請願(一通)
請願者 佐賀県鹿島市大字高津原四、二九六ノ四一 中尾藤吉 外一名
紹介議員 大塚清次郎君
この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

十二月二日日本委員会に左の案件が付託された。
一、原子爆弾被爆者援護法案(横尾和伸君外一名発議)

原子爆弾被爆者援護法案
原子爆弾被爆者援護法
目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 援護
第一節 援護の種類(第三条)
第二節 健康管理(第四条・第六条)
第三節 医療(第七条・第二十条)
第四節 被爆者年金等の支給(第二十一条・第三十条)
第五節 特別給付金の支給(第三十一条・第三十六条)
第六節 福祉事業(第三十七条・第三十九条)
第三章 平和祈念事業(第四十条)
第四章 原子爆弾被爆者援護審議会(第四十一条・第四十二条)
第五章 費用(第四十三条・第四十五条)
第六章 雑則(第四十六条・第五十七条)
附則

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪ったのみならず、たとえ

一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中の生活をもたらしした。

このような原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我々は、再びこのような惨禍が繰り返されることのないようにとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我々は、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国家補償の配慮に基づき、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

第一章 総則
(被爆者)
第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下に

あつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者援護手帳)

第二条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。)の都道府県知事に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

第一節 援護の種類

第三条 この法律による援護の種類は、次のとおりとする。

- 一 健康診断の実施
- 二 医療の給付
- 三 一般疾病医療費の支給
- 四 被爆者年金の支給
- 五 医療手当の支給
- 六 介護手当の支給
- 七 葬祭料の支給
- 八 特別給付金の支給
- 九 相談事業
- 十 居宅生活支援事業
- 十一 養護事業

第二節 健康管理

(健康診断)
第四条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)
第五条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第六条 都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対し、必要な指導を行うものとする。

第三節 医療

(医療の給付)

第七条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 前項に規定する医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

3 第一項に規定する医療の給付は、厚生大臣が第九条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(認定)

第八条 前条第一項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しない

ことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第九条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七条第一項に規定する医療を担当させる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第七条第一項に規定する医療を担当させるに不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、第七条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、第七条第一項に規定する医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針又は診療報酬の例によることができるとき又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)
第十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十三条 厚生大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十四条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第七条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第一項に規定する医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同条第二項各号に掲げる医療を受けた場

合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2 前項の規定により支給する医療費の額は、第十一條の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するため必要があるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に關し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第七條第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾患、先天性疾患及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第七條第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第五十一号)(以下この条において「社会保険各法」という。)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第九号)若

しくは日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の規定により医療に關する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に關する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に關する給付の額を控除した額その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に關する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相當する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に關する給付について行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病に關して被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

(被爆者一般疾病医療機関)
第十六条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けるこ

とができる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができ。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第十七条 厚生大臣は、第十五條第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に關する審査機関の意見を聴かなければならぬ。

2 国は、第十五條第三項の規定による支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

(報告の請求等)
第十八条 第十三條の規定は、第十五條第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十四條第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するに關して必要がある場合に、それぞれ準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)
第十九条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わぬ。

第二十条 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不品行によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。

被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わなかつたときも、同様とする。

とす。
第四節 被爆者年金等の支給
(被爆者年金の支給)
第二十一条 被爆者であつて、次の各号のいずれかに該当するものには、被爆者年金を支給する。

一 第八條第一項の認定を受けた者(以下「第一号受給者」という。)

二 造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかつている者(前号に該当する者を除く。以下「第二号受給者」という。)

三 原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在つた者又はその当時その者の胎児であつた者(第一号又は前号に該当する者を除く。以下「第三号受給者」という。)

2 被爆者年金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

3 被爆者年金の額は、次の各号に掲げる被爆者年金の受給者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一号受給者 六十万円(原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者である者(小頭症による厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害がない者を除く。)にあつては、その額に五十五万九千二百円を加算した額)

二 第二号受給者 三十九万九千六百円

三 第三号受給者 二十万四千四百円(厚生省令で定める範囲の身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)がある者又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子及び孫のいずれもない七十歳以上の者であつて、その者と同居している者がいないものにあつては、その額に十九万九千二百円を加算

した額)

4 厚生大臣は、第二号受給者が第一項第一号に規定する要件に該当することとなつた場合若しくは同項第二号に規定する要件に該当しないこととなつた場合において同項第三号に規定する要件に該当するとき、第三号受給者が同項第一号若しくは第二号に規定する要件に該当することとなつた場合又は第一号受給者若しくは第三号受給者が前項第一号若しくは第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当し、若しくは該当しないこととなつた場合には、職権により、又は当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づき、当該被爆者年金の額を改定する。

(被爆者年金の支給期間及び支給月)

第二十二條 被爆者年金の支給は、被爆者年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 前条第四項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始める。

3 被爆者年金は、毎月、それぞれその月の分を支給する。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)

第二十三條 被爆者年金を受ける権利は、当該被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡した場合又は第二号受給者に係る被爆者年金を受ける権利を有する者が第二十一條第一項第二号に規定する要件に該当しないこととなつた場合(同項第一号に規定する要件に該当することとなつた場合又は同項第三号に規定する要件に該当する場合を除く。)に、消滅する。

(時効)

第二十四條 被爆者年金を受ける権利は、五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(未支給の被爆者年金)

第二十五條 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給してないものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(医療手当の支給)

第二十六條 都道府県知事は、第八条第一項の認定を受けた者であつて、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療手当を支給する。

2 前項に規定する者は、医療手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、八万五千四百円とする。

4 医療手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

(介護手当の支給)

第二十七條 都道府県知事は、被爆者であつて、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下この条において同じ。)により介護を要する状態にある

り、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者(その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者を除く。)が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

(葬祭料の支給)

第二十八條 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭料を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(被爆者年金額の自動改定)

第二十九條 被爆者年金及び医療手当(以下この条において「被爆者年金等」という。)については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成五年(この項の規定による被爆者年金等の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該被爆者年金等の額を改定する。

2 前項の規定による被爆者年金等の額の改定の措置は、政令で定める。

(届出)

第三十條 第二十一條第二項の認定を受けた者は厚生大臣に対し、第二十六條第二項の認定を受けた者は都道府県知事に対し、それぞれ、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、その支給を一時停止することができる。

3 都道府県知事は、医療手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく第一項の規定による

届出をしないときは、その支払を一時差し止めることができる。

第五節 特別給付金の支給

(特別給付金の支給)

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者(次条から第三十六条までにおいて「死亡者」という。)の遺族である者には、特別給付金を支給する。

一 昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した

第一条各号に掲げる者

二 昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に死亡した第一条各号に掲げる者(当該死亡した者の葬祭料を行う者が、附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三法律第五十三号。以下「旧原爆特別措置法」という。)による葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。)

2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けるようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

3 前項の請求は、厚生省令で定めるところにより、平成九年六月三十日までに行わなければならない。

4 前項の期間内に第二項の請求をしなかつた者には、特別給付金は、これを支給しない。

(特別給付金の支給を受けることができる遺族の範囲)

第三十二條 特別給付金の支給を受けることができる遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡者の死亡の当時における子とみなす。

(特別給付金の支給を受けることができる遺族の順位)

第三十三条 特別給付金の支給を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父、母、兄弟姉妹の順序とし、父母及び祖父父母については、死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

(特別給付金の額及び記名国債の交付)
第三十四条 特別給付金の額は、死亡者一人につき十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。
3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。
4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。
(国債の償還金の支払)
第三十五条 前条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。
(準用)
第三十六条 第二十五条第三項の規定は、死亡者に同順位の遺族が二人以上ある場合における特別給付金の請求若しくはその支給又は第三十四条第一項に規定する国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合における当該記名者の死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求若しくはその支払若しくは同項に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。

第六節 福祉事業

(相談事業)
第三十七条 都道府県は、被爆者の心身の健康に関する相談、被爆者の居宅における日常生活に関する相談その他被爆者の援護に関する相談に応ずる事業を行うことができる。

(居宅生活支援事業)
第三十八条 都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行うことができる。
一 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業
二 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適当と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業
三 被爆者であつて、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを、都道府県知事が適当と認める施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業

(養護事業)
第三十九条 都道府県は、精神上若しくは身体上又は環境上の理由により養護を必要とする被爆者であつて、居宅においてこれを受けることが困難なものを、当該被爆者又はその者を現に養護する者の申出により、都道府県知事が適当と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができる。

第三章 平和祈念事業
第四十条 国は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代

の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行う。

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会
(設置及び権限)
第四十一条 厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療その他の被爆者の援護に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、被爆者の医療その他の被爆者の援護に関する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。
(委員)
第四十二条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。
3 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、非常勤とする。
(政令への委任)
第四十三条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 費用
(都道府県の支弁)
第四十四条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。
一 医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用
二 第三十七条から第三十九条までの規定により都道府県が行う事業に要する費用
(費用の交付等)
第四十五条 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用を当該都道府県に交付する。

第二号に掲げる費用の全部又は一部を補助することができる。

第六章 雑則
(放射線影響研究所に対する助成)
第四十六条 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究(以下この条において「原爆放射能影響調査研究」という。)の推進を図るため、この法律の施行の際現に広島県に主たる事務所を有する財団法人放射線影響研究所(以下この条において「研究所」という。)に対し、研究所が行う原爆放射能影響調査研究に必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、予算の範囲内において、研究所が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができる。
(譲渡又は担保の禁止)
第四十七条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。
(差押えの禁止)
第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利及び第三十四条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。
(非課税)
第四十九条 租税その他の公課は、この法律に基づく給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 特別給付金に関する書類及び第三十四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。
(不正利得の徴収)
第五十条 偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生大臣(当該給付が都道府県知事により行われた場合にあつては、都道府県知事)は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位

は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第五十一条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する者又は第三十一条第一項に規定する遺族である者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、これらの者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(広島市及び長崎市に関する特例)

第五十二条 この法律の規定(第五十四条を除く。)中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(再審査請求)

第五十三条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(権限の委任)

第五十四条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部又は権限に属する事務であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委任することができる。

(省令への委任)

第五十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第五十六条 第四条に規定する健康診断、第六条に規定する指導又は第三十七条に規定する事業の実施の事務に従事した者が、その職務に関し知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第七条第二項各号に掲げる医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十四条第三項(第十八条において準用する場合を含む。)の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第三項の規定による当該職員との質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(国債の発行の日)
第二条 第三十四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成七年八月一日とする。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)
第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)
二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「旧原爆医療法」という。)第三十一条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請をして

いる者に係る当該申請は、第二条第一項の規定による被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧原爆医療法第三十一条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳は、第二条第二項の規定により交付された被爆者援護手帳とみなす。

存については、なお従前の例による。

第六条 施行日前に行われた旧原爆医療法第七条第一項に規定する医療の給付については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第七条第三項に規定する指定医療機関であるもの又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関であるものについては、第七條第三項に規定する指定医療機関又は第十五条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法

第八条第一項の認定を受けている者は、当該認定に係る負傷又は疾病について第八条第一項の認定を受けた者とみなす。

第九条 施行日前に行われた医療に係る旧原爆医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された委員である者は、第四十二条第二項の規定により任命された委員とみなす。

2 前項の委員の任期は、旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された日から、起算する。

(原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の廃止に伴う経過措置)
第十一条 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項又は第三条第二項の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第四条の二第二項の認定を受けている者及び旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により医療特別手当又は特別手当の支払を一時差し止められている者を除く。)は、第二十一条第二項の第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第

五条第二項又は第五条の二第二項の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第五条の二第三項ただし書の認定を受けている者及び旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により健康管理手当又は保健手当の支払を一時差し止められている者を除く。)は、それぞれ、第二十一条第二項の第二号受給者又は第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第四条の二第二項の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により原子爆弾小頭症手当の支払を一時差し止められている者を除く。)は、第二十一条第二項の同条第三項第一号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第

五条の二第三項ただし書の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により保健手当の支払を一時差し止められている者を除く。)は、第二十一条第二項の同条第三項第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により医療特別手当の支払を一時差し止められている者を除く。)は、第二十六条第二項の認定を受けたものとみなす。

6 前項の規定により第二十六条第二項の認定を受けた者とみなされた者に対するこの法律による医療手当の支給は、同条第四項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

第十二条 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項又は第三条第二項の認定の申請をしていない者に係る当該申請は、第二十一条第二項の第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第

2 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五條第二項又は第五條の二第二項の認定の申請をしてゐる者に係る当該申請は、それぞれ、第二十一條第二項の第二号受給者又は第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第四條の二第二項の認定の申請をしてゐる者に係る当該申請は、第二十一條第二項の同條第三項第一号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書の認定の申請をしてゐる者に係る当該申請は、第二十一條第二項の同條第三項第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなす。

5 第一項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者（第三項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により同條第二項の認定を受けた者（以下この項において「原子爆弾小頭症加算適用者」という。）を除く。）に係る平成七年六月以前の月の被爆者年金は旧原爆特別措置法による特別手当と、第一項及び第三項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者のうち原子爆弾小頭症加算適用者に係る平成七年六月以前の月の被爆者年金は旧原爆特別措置法による特別手当及び原子爆弾小頭症手当と、第三項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により同條第二項の認定を受けた者（第三項の規定を受けた者に係る平成七年六月以前の月の被爆者年金（同條第三項第一号に規定する被爆者年金の額の加算に係る部分に限る。）は旧原爆特別措置法による原子爆弾小頭症手当とみなす。

6 第二項の規定により第二号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月の被爆者年金は、旧原爆特別措置法による健康管理手当とみなす。

7 第二項の規定により第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者（第四項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により同條第二項の認定を受けた者（次項において「保健手当加算適用者」という。）を除く。）に係る平成七年六月以前の月の被爆者年金は、旧原爆特別措置法による保健手当とみなす。

8 第二項及び第四項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者のうち保健手当加算適用者に係る平成七年六月以前の月の被爆者年金は、旧原爆特別措置法による保健手当とみなし、当該保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書に規定する額とする。

9 第四項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月の被爆者年金（同條第三項第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る部分に限る。）は、旧原爆特別措置法による保健手当とみなし、当該保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書に規定する額から同項本文に規定する額を控除して得た額に相当する額とする。

10 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二條第二項の認定の申請をしてゐる者に係る当該申請は、第二十六條第二項の認定の申請とみなす。

11 前項の規定により第二十六條第二項の認定の申請とみなされた申請により同項の認定を受け

た者に係る平成七年六月以前の月の医療手当は、旧原爆特別措置法による医療特別手当とみなし、当該医療特別手当の額は、旧原爆特別措置法第二條第三項に規定する額から旧原爆特別措置法第三條第三項に規定する額を控除して得た額に相当する額とする。

第十三條 第二十一條第二項の規定により被爆者年金を受ける権利（この法律の施行後に支給事由が生じたものを除く。）の認定を受けた者（附則第十一條第一項から第四項までの規定により認定を受けた者とみなされた者を含む。）に対する被爆者年金の支給は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

第十四條 平成七年六月以前の月の旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の支給については、附則第十二條第八項、第九項又は第十一項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第十五條 この法律の施行前に旧原爆特別措置法第七條第一項の規定によりされた届出は、第三十條第一項の規定によりされた届出とみなす。

第十六條 施行日前に受けた介護に係る旧原爆特別措置法第八條に規定する介護手当の支給については、なお従前の例による。

第十七條 施行日前に死亡した者に係る旧原爆特別措置法第九條の二に規定する葬祭料の支給については、なお従前の例による。

（健康診断の特例）

第十八條 原子爆弾が投下された際第一條第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であつた者は、当分の間、第四條の規定の適用については、被爆者とみなす。

2 厚生大臣は、速やかに、前項に規定する者の状況について調査しなければならない。

（罰則に関する経過措置）
第十九條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされ

る場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 旧原爆医療法第四條に規定する健康診断及び旧原爆医療法第六條に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に關して知り得た人の秘密をこの法律の施行後に漏らした場合においては、第四條に規定する健康診断及び第六條に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に關して知り得た人の秘密を漏らしたものとみなして、第五十六條の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（老人保健法の一部改正）
第二十一條 老人保健法の一部を次のように改正する。

第四十九條中「十分の二」の下に「（原子爆弾被爆者援護法（平成六年法律第 号）第十五條第一項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る医療等に要する費用については、その十分の三）を加え、十分の四の下に「（同項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る老人保健施設療養費等に要する費用については、その十二分の六）」を加える。

第五十條中「に要する費用」の下に「（原子爆弾被爆者援護法第十五條第一項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る医療等に要する費用を除く。）」を加え、「老人保健施設療養費等に要する費用」の下に「（同項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る老人保健施設療養費等に要する費用を除く。）」を加える。

第五十二條中「十分の二」の下に「（原子爆弾被爆者援護法（平成六年法律第 号）第十五條第一項に規定する一般疾病医療費の支給の

対象となる負傷又は疾病に係る医療等に要する費用については、その十分の三」を加え、「十二分の四」の下に、「同項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る老人保健施設療養費等に要する費用については、その十二分の六」を加える。

(地方財政法の一部改正)

第二十二條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とし、第八号の六を第八号の五とする。(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十三條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第一号)」第十二條第三項若しくは第十七條第一項に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

第十二條第四項若しくは第十四條の四第二項」を「原子爆弾被爆者援護法第十二條第四項若しくは第十七條第二項」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十四條 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第一号)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十五條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第一号)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 施行日前に行われた前条の規定によ

る改正前の租税特別措置法第二十六條第一項に規定する社会保険診療について、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正)

第二十七條 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第一号)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第一号)」に改める。

第七十二條の十七第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九條 法人の事業税の課税標準の算定に当たつての旧原爆医療法の規定に基づく医療の給付につき支払を受けた金額の益金の額への算入及び当該給付に係る経費の損金の額への算入については、なお従前の例による。

2 個人の事業税の課税標準の算定に当たつての前項の医療の給付につき支払を受けた金額の総収入金額への算入及び当該給付に係る経費の必要経費への算入については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三十條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号十の二中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第一号)」に、「被爆者健康手帳」を「被爆者援護手帳」に改め、「並びに」を削り、「質

問させる」を「質問させ、並びに被爆者等に対して医療手当を支給する」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第三十一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)」を削り、「及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」及び「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第一号)」に改める。

第六條第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改め、「並びに」を削り、「定めること」を「定め、並びに被爆者年金を受ける権利を裁定し、及び被爆者年金の額を改定すること」に改める。

この法律の施行に要する経費は、平成七年度に於いて約千七百億円の見込みである。

この法律の施行に要する経費は、平成七年度に於いて約千七百億円の見込みである。

十二月二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案

案 一、原子爆弾被爆者援護法案(衆)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 原子爆弾被爆者医療審議会(第三条・第五條)

第三章 援護

第一節 通則(第六條) 第二節 健康管理(第七條・第九條) 第三節 医療(第十條・第二十三條) 第四節 手当等の支給(第二十四條・第三十六條)

第五節 福祉事業(第三十七條・第三十九條) 第六章 調査及び研究(第四十條)

第七章 費用(第四十二條・第四十三條) 第七章 雑則(第四十四條・第五十四條)

附則 昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を瞬時に奪つたのみならず、たとい一命をとりとめた被爆者にも、生涯にわたる生活できない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした。

このような原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我々は、再びこのような惨禍が繰り返されることのないようとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我々は、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記す

るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(被爆者)

第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際、当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在つた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在つた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者健康手帳)

第二条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。)の都道府県知事に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

3 被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 原子爆弾被爆者医療審議会

(設置及び権限)

第三条 厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者医療審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(委員)

第四条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第五条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 援護

第一節 通則

(援護の総合的実施)

第六条 国は、被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施するものとする。

第二節 健康管理

(健康診断)

第七条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第八条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

第九条 都道府県知事は、第七条の規定による健康診断の結果があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対し、必要な指導を行うものとする。

第三節 医療

(医療の給付)

第十条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 前項に規定する医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

3 第一項に規定する医療の給付は、厚生大臣が第十二条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(認定)

第十一条 前条第一項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるとときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十二条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第十条第一項に規定する医療を担当させる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第十条第一項に規定する医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十三条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、第十条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、第十条第一項に規定する医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十四条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができるとき又はこれによることを適当としなかつたときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十五条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定につ

いては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

（報告の請求及び検査）

第十六条 厚生大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

（医療費の支給）

第十七条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第十条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第一項に規定する医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2 前項の規定により支給する医療費の額は、第十四条の規定により指定医療機関が請求することができ、診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するため必要があるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に對し、その行った医療に關し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

（一般疾病医療費の支給）

第十八条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に對し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第五十号）若しくは日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に關する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に關する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものと

する。

2 前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に對し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

（被爆者一般疾病医療機関）

第十九条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第二十条 厚生大臣は、第十八条第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に

関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 国は、第十八条第三項の規定による支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

（報告の請求等）

第二十一条 第十六条の規定は、第十八条第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十七条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合に、それぞれ準用する。

（一般疾病医療費の支給の制限）

第二十二条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

第二十三条 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わなかつたときも、同様とする。

第四節 手当等の支給

（医療特別手当の支給）

第二十四条 都道府県知事は、第十一条第一項の認定を受けた者であつて、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに對し、医療特別手当を支給する。

2 前項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該當することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 医療特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、十三万五千四百円とする。

4 医療特別手当の支給は、第二項の認定を受け

た者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

(特別手当の支給)

第二十五条 都道府県知事は、第十一条第一項の認定を受けた者に対し、特別手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五万円とする。

4 特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

(原子爆弾小頭症手当の支給)

第二十六条 都道府県知事は、被爆者であつて、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者であるもの(小頭症による厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害がない者を除く。)に対し、原子爆弾小頭症手当を支給する。

2 前項に規定する者は、原子爆弾小頭症手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 原子爆弾小頭症手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万六千六百円とする。

4 原子爆弾小頭症手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その者が死亡した日の属する月で終わる。

(健康管理手当の支給)

第二十七条 都道府県知事は、被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の放射能の

影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかっているものに対し、健康管理手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当又は原子爆弾小頭症手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、健康管理手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認定を行う場合には、併せて当該疾病が継続すると認められる期間を定めるものとする。この場合においては、その期間は、第一項に規定する疾病の種類ごとに厚生大臣が定める期間内において定めるものとする。

4 健康管理手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三万三千三百円とする。

5 健康管理手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その日から起算してその者につき第三項の規定により定められた期間が満了する日(その期間が満了する日前に第一項に規定する要件に該当しなくなった場合にあっては、その該当しなくなった日の属する月で終わる。(保健手当の支給)

第二十八条 都道府県知事は、被爆者のうち、原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在った者又はその当時その者の胎児であつた者に対し、保健手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、保健手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 保健手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万六千七百円とする。

る。ただし、次の各号のいずれかに該当する旨の都道府県知事の認定を受けた者であつて、現に当該各号のいずれかに該当するものに支給する保健手当の額は、一月につき、三万三千三百円とする。

一 厚生省令で定める範囲の身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)がある者

二 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第三十三条第二項において同じ。)及び孫のいずれでもない七十歳以上の者であつて、その者と同居している者がいないもの

4 保健手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

5 第二項の認定を受けた者が新たに第三項ただし書に規定する都道府県知事の認定を受けた場合における保健手当の額の改定は、その認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

6 第二項の認定を受けた者が第三項ただし書に規定する者に該当しなくなった場合における保健手当の額の改定は、その該当しなくなった日の属する月の翌月から行う。

(手当額の自動改定)

第二十九条 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当(以下この条において単に「手当」という。)については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成五年(この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

(届出)
第三十条 第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2 都道府県知事は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、その支払を一時差し止めることができる。

(介護手当の支給)
第三十一条 都道府県知事は、被爆者であつて、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下この条において同じ。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者(その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者を除く。)が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

(葬祭料の支給)
第三十二条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(特別葬祭給付金)
第三十三条 被爆者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(次項において「死亡者」という。)の遺族であるものには、特別葬祭給付金を支給する。

一 昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した第一条各号に掲げる者

二 昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に死亡した第一条各号に掲げる者(当該死亡した者の葬祭を行う者が、附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十四年法律第五十三号。以下「旧原爆特別措置法」という。)による葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。)

2 前項の遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

3 特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

4 前項の請求は、厚生省令で定めるところにより、平成九年六月三十日までに行わなければならない。

5 前項の期間内に第三項の請求をしなかった者には、特別葬祭給付金は、これを支給しない。

(特別葬祭給付金の額及び記名国債の交付)

第三十四条 特別葬祭給付金の額は、十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(国債の償還を受ける権利の承継)

第三十五条 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の後継者が二人以上あるときは、その一人のした当該死亡し

た者の死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

(国債の償還金の支払)

第三十六条 第三十四条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

第五節 福祉事業

(相談事業)

第三十七条 都道府県は、被爆者の心身の健康に関する相談、被爆者の居宅における日常生活に関する相談その他被爆者の援護に関する相談に応ずる事業を行うことができる。

(居宅生活支援事業)

第三十八条 都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行うことができる。

一 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

二 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適当と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業

三 被爆者であつて、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを、都道府県知事が適当であると認める施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業

(養護事業)

第三十九条 都道府県は、精神上若しくは身体上又は環境上の理由により養護を必要とする被爆者であつて、居宅においてこれを受けることが困難なものを、当該被爆者又はその者を現に養護する者の申出により、都道府県知事が適当と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができる。

第四章 調査及び研究

(調査及び研究)

第四十条 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究(次項において「原爆放射能影響調査研究」という。)の推進に努めなければならない。

2 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とするものに対し、予算の範囲内において、当該法人が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができる。

第五章 平和を祈念するための事業

(平和を祈念するための事業)

第四十一条 国は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行う。

第六章 費用

(都道府県の支弁)

第四十二条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用

二 第三十七条から第三十九条までの規定により都道府県が行う事業に要する費用

(国の負担等)

第四十三条 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用(介護手当に係るものを除く。)を当該都道府県に交付する。

2 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、介護手当に係る事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担する。

3 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、前条の規定により都道府県が支弁する同条第二号に掲げる費用の一部を補助することができる。

第七章 雑則

(譲渡又は担保の禁止)

第四十四条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第四十五条 この法律に基づく給付を受ける権利及び第三十四条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。

(非課税)

第四十六条 租税その他の公課は、この法律に基づく給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 特別葬祭給付金に関する書類及び第三十四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第四十七条 偽りその他の不正の手段によりこの法律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生大臣(当該給付が都道府県知事により行われた場合にあつては、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の価格の全部又は一部を徴収することができる。)

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位

は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第四十八条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二十八条第一項に規定する者又は第三十三条第一項に規定する遺族である者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、これらの者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(広島市及び長崎市に関する特例)

第四十九条 この法律の規定(第六条及び第五十一条を除く。)中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(再審査請求)

第五十条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者健康手帳の交付又は医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部又は権限に属する事務であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委任することができる。

(省令への委任)

第五十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第五十三条 第七条に規定する健康診断、第九条に規定する指導又は第三十七条に規定する事業の実施の事務に従事した者が、その職務に関し知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らし

たときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第十条第二項各号に掲げる医療を行った者又はこれを使用する者が、第十七条第三項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条第三項の規定による当該職員との質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(国債の発行の日)

第二条 第三十四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成七年八月一日とする。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

法律

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「旧原爆医療法」という。)第三条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請をしている者に係る当該申請は、第二条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

2 施行日前に旧原爆医療法第三条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳は、第二条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された委員である者は、第四条第二項の規定により任命された委員とみなす。

2 前項の委員の任期は、旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された日から、起算する。

第六条 旧原爆医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の作成及び当該記録の保存については、なお従前の例による。

第七条 施行日前に行われた旧原爆医療法第七条第一項に規定する医療の給付については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第七条第三項に規定する指定医療機関であるもの又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関であるものについては、第十条第三項に規定する指定医療機関又は第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関とみなす。

第九条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第八条第一項の認定を受けている者は、当該認定に係る負傷又は疾病について第十一条第一項の認定を受けた者とみなす。

第十条 施行日前に行われた医療に係る旧原爆医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

(原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支払を一時差し止められている者を除く。)は、それぞれ第二十四

条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けた者とみなす。

2 前項の規定により第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者とみなされた者に対するこの法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給は、第二十四条第四項、第二十五条第四項、第二十六条第四項、第二十七条第五項及び第二十八条第四項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

3 第一項の規定により第二十七条第二項の認定を受けた者とみなされた者に対する健康管理手当の支給は、同条第五項の規定にかかわらず、その者が旧原爆特別措置法第五条第二項の認定の申請をした日から起算してその者につき同条第三項の規定により定められた期間が満了する日(その期間が満了する日前に第二十七条第一項に規定する要件に該当しなくなった場合にあつては、その該当しなくなった日)の属する月で終わる。

第十二条 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請をしている者に係る当該申請は、それぞれ第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請とみなす。

2 前項の規定によりこの法律による申請とみなされた申請により第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、それぞれ旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手

当、健康管理手当及び保健手当とみなす。

3 第一項の規定により第二十八条第三項ただし書の認定の申請とみなされた申請により同項ただし書の認定を受けた者に係る当該申請をした日の属する月の翌月から平成七年六月までの間の旧原爆特別措置法による保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五条の二第三項ただし書に規定する額とする。

第十三条 平成七年六月以前の月分の旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の支給については、前条第三項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に旧原爆特別措置法第七条第一項の規定によりされた届出は、第三十条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第十五条 施行日前に受けた介護に係る旧原爆特別措置法第八条に規定する介護手当の支給については、なお従前の例による。

第十六条 施行日前に死亡した者に係る旧原爆特別措置法第九条の二に規定する葬祭料の支給については、なお従前の例による。

（健康診断の特例）

第十七条 原子爆弾が投下された際第一条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であつた者は、当分の間、第七条の規定の適用については、被爆者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 旧原爆医療法第四条に規定する健康診断及び旧原爆医療法第六条に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密をこの法律の施行後に漏らした場合においては、第七条に規定する健康診断及び第九条

に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密を漏らしたものとみなして、第五十三条の規定を適用する。（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第二十条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

第十四条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

第十五条第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第二十一条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十二条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 消費税法（昭和六十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

第七十二条の十七第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 法人の事業税の課税標準の算定に当たつての旧原爆医療法の規定に基づく医療の給付につき支払を受けた金額の益金の額への算入及び当該給付に係る経費の損金の額への算入については、なお従前の例による。

2 個人の事業税の課税標準の算定に当たつての前項の医療の給付につき支払を受けた金額の総収入金額への算入及び当該給付に係る経費の必要経費への算入については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第二十七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号十の二中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改め、並びに「質問せざる」を「質問させ、並びに被爆者等に対して医療特別手当等を支給す

る」に改める。

別表第三第一号十の三を削る。

（厚生省設置法の一部改正）

第二十八条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）」を削り、「及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）」及び「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）」及び「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

第六条第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

原子爆弾被爆者援護法案
原子爆弾被爆者援護法

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 援護

第一节 援護の種類（第三条）

第二节 健康管理（第四条・第六条）

第三节 医療（第七条・第二十条）

第四节 被爆者年金等の支給（第二十一条・第三十条）

第五節 特別給付金の支給（第三十一条・第三十六条）

第六節 福祉事業（第三十七条・第三十九条）

第三章 平和祈念事業（第四十条）

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会（第四十一条・第四十三条）

第五章 費用（第四十四条・第四十五条）

第六章 雑則（第四十六条・第五十七条）

附則

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下され

た原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を瞬時に奪ったのみならず、たとえ一命をとりとめた被爆者にも、生涯にやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした。

このような原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我々は、再びこのような惨禍が繰り返されることのないようにとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我々は、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国家補償の配慮に基づき、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(被爆者)

第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

- 一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在つた者
- 二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在つた者
- 三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下

された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者援護手帳)

第二条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。)の都道府県知事に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

第一節 援護の種類

第三条 この法律による援護の種類は、次のとおりとする。

- 一 健康診断の実施
- 二 医療の給付
- 三 一般疾病医療費の支給
- 四 被爆者年金の支給
- 五 医療手当の支給
- 六 介護手当の支給
- 七 葬祭料の支給
- 八 特別給付金の支給
- 九 相談事業
- 十 居宅生活支援事業
- 十一 養護事業

第二節 健康管理

(健康診断)

第四条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第五条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を

作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第六条 都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対し、必要な指導を行うものとする。

第三節 医療

(医療の給付)

第七条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 前項に規定する医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診療
 - 二 薬剤又は治療材料の支給
 - 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
 - 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 六 移送
- 3 第一項に規定する医療の給付は、厚生大臣が第九条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(認定)

第八条 前条第一項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴かなければ

ならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第九条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七条第一項に規定する医療を担当させる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上の子告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第七条第一項に規定する医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、第七条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、第七条第一項に規定する医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針又は診療報酬の例によることができないとき又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定

医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができる。

（報告の請求及び検査）

第十三条 厚生大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

（医療費の支給）

第十四条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第七条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第一項に規定する医療の給付に代えて、医療費

を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）若しくは日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付として行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するため必要があるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

（一般疾病医療費の支給）

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第七条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第七条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に對し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。

ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九

2 前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があったものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。（被爆者一般疾病医療機関）

第十六条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第十七条 厚生大臣は、第十五条第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 国は、第十五条第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

（報告の請求等）

第十八条 第十三条の規定は、第十五条第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十四条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合に、それぞれ準用する。

（一般疾病医療費の支給の制限）

第十九条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

第二十条 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは

疾病にかかったとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったときも、同様とする。

第四節 被爆者年金等の支給

(被爆者年金の支給)

第二十一条 被爆者であつて、次の各号のいずれかに該当するものには、被爆者年金を支給する。

一 第八条第一項の認定を受けた者（以下「第一号受給者」という。）

二 造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）にかかつている者（前号に該当する者を除く。以下「第二号受給者」という。）

三 原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在つた者又はその当時その者の胎児であつた者（第一号又は前号に該当する者を除く。以下「第三号受給者」という。）

2 被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

3 被爆者年金の額は、次の各号に掲げる被爆者年金の受給者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一号受給者 六十万円（原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者である者（小頭症による厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害がない者を除く。）にあつては、その額に五十五万九千二百円を加算した額）

二 第二号受給者 三十九万九千六百円

三 第三号受給者 二十万四千円（厚生省令で定める範囲の身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）がある者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び孫のいずれもない七十歳以上の者であつ

て、その者と同居している者がいないものにあつては、その額に十九万九千二百円を加算した額）

4 厚生大臣は、第二号受給者が第一項第一号に規定する要件に該当することとなつた場合若しくは同項第二号に規定する要件に該当しないこととなつた場合において同項第三号に規定する要件に該当するとき、第三号受給者が同項第一号若しくは第二号に規定する要件に該当することとなつた場合又は第一号受給者若しくは第三号受給者が前項第一号若しくは第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当し、若しくは該当しないこととなつた場合には、職権により、又は当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づき、当該被爆者年金の額を改定する。

(被爆者年金の支給期間及び支給月)
第二十二條 被爆者年金の支給は、被爆者年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 前条第四項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始める。

3 被爆者年金は、毎月、それぞれその月の分を支給する。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)

第二十三條 被爆者年金を受ける権利は、当該被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡した場合又は第二号受給者に係る被爆者年金を受ける権利を有する者が第二十一条第一項第二号に規定する要件に該当しないこととなつた場合（同項第一号に規定する要件に該当することとなつた場合又は同項第三号に規定する要件に該当する場合を除く。）に、消滅する。

(時効)

第二十四條 被爆者年金を受ける権利は、五年間行われないときは、時効によつて消滅する。
(未支給の被爆者年金)

第二十五條 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(医療手当の支給)

第二十六條 都道府県知事は、第八条第一項の認定を受けた者であつて、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療手当を支給する。

2 前項に規定する者は、医療手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、八万五千四百円とする。

4 医療手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

(介護手当の支給)

第二十七條 都道府県知事は、被爆者であつて、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるもの）でな

いことが明らかであるものを除く。以下この条において同じ。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者（その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者を除く。）が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

(葬祭料の支給)

第二十八條 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭料を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(被爆者年金等の自動改定)

第二十九條 被爆者年金及び医療手当（以下この条において「被爆者年金等」という。）については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による被爆者年金等の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該被爆者年金等の額を改定する。

(届出)

第三十條 第二十一条第二項の裁定を受けた者は厚生大臣に対し、第二十六條第二項の認定を受けた者は都道府県知事に対し、それぞれ、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、その支給を一時停止することができる。

3 都道府県知事は、医療手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく第一項の規定による届出をしないときは、その支払を一時差し止めることができる。

第五節 特別給付金の支給

(特別給付金の支給)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者(次条から第三十六条までにおいて「死亡者」という。)の遺族である者には、特別給付金を支給する。

一 昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した第一条各号に掲げる者

二 昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に死亡した第一条各号に掲げる者(当該死亡した者の葬祭を行う者が、附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号。以下「旧原爆特別措置法」という。)による葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。)

2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

3 前項の請求は、厚生省令で定めるところにより、平成九年六月三十日までに行わなければならない。

4 前項の期間内に第二項の請求をしなかった者には、特別給付金は、これを支給しない。

(特別給付金の支給を受けることができる遺族の範囲)

第三十二条 特別給付金の支給を受けることができる遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 死亡者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡者の死亡の当時における子とみなす。

(特別給付金の支給を受けることができる遺族の順位)

第三十三条 特別給付金の支給を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序とし、父母及び祖父母については、死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第三十四条 特別給付金の額は、死亡者一人につき十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(国債の償還金の支払)

第三十五条 前条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(準用)

第三十六条 第二十五条第三項の規定は、死亡者に同順位の遺族が二人以上ある場合における特別給付金の請求若しくはその支給又は第三十四条第一項に規定する国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合における当該記名者の死亡前に支払うべきであった同項に規定

する国債の償還金の請求若しくはその支払若しくは同項に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。

第六節 福祉事業

(相談事業)

第三十七条 都道府県は、被爆者の心身の健康に関する相談、被爆者の居宅における日常生活に関する相談その他被爆者の援護に関する相談に応ずる事業を行うことができる。

(居宅生活支援事業)

第三十八条 都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行うことができる。

一 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

二 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適当と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業

三 被爆者であつて、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを、都道府県知事が適当と認める施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業

(養護事業)

第三十九条 都道府県は、精神上若しくは身体上又は環境上の理由により養護を必要とする被爆者であつて、居宅においてこれを受けることが困難なものを、当該被爆者又はその者を現に養護する者の申出により、都道府県知事が適当と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができる。

第三章 平和祈念事業

第四十条 国は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、か

つ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行う。

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会

(設置及び権限)

第四十一条 厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療その他の被爆者の援護に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、被爆者の医療その他の被爆者の援護に関する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(委員)

第四十二条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第四十三条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 費用

(都道府県の支弁)

第四十四条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用

二 第三十七条から第三十九条までの規定により都道府県が行う事業に要する費用

(費用の交付等)

第四十五条 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用を当該都道府県に交付する。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、前条の規定により都道府県が支弁する同条第二号に掲げる費用の全部又は一部を補助することができる。

第六章 雑則

(放射線影響研究所に対する助成)

第四十六条 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究（以下この条において「放射線影響調査研究」という。）の推進を図るため、この法律の施行の際現に広島県に主たる事務所を有する財団法人放射線影響研究所（以下この条において「研究所」という。）に対し、研究所が行う放射線影響調査研究に必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、予算の範囲内において、研究所が行う放射線影響調査研究に要する費用の一部を補助することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第四十七条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利及び第三十四条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。

(非課税)

第四十九条 租税その他の公課は、この法律に基づく給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 特別給付金に関する書類及び第三十四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第五十条 偽りその他の不正の手段によりこの法律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生大臣（当該給付が都道府県知事により行われた場合にあつては、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の価額の全部又は

一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第五十一条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する者又は第三十一条第一項に規定する遺族である者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、これらの者の戸籍に関し、無料証明を行うことができる。

(広島市及び長崎市に関する特例)

第五十二条 この法律の規定（第五十四条を除く。）中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(再審査請求)

第五十三条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(権限の委任)

第五十四条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部又は権限に属する事務であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委任することができる。

(省令への委任)

第五十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第五十六条 第四条に規定する健康診断、第六条に規定する指導又は第三十七条に規定する事業の実施の事務に従事した者が、その職務に関し知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らし

たときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第七條第二項各号に掲げる医療を行った者又はこれを使用する者が、第十四条第三項（第十八条において準用する場合を含む。）の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第三項の規定による当該職員との質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(国債の発行の日)

第二条 第三十四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成七年八月一日とする。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）
二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧原爆医療法」という。）第三條第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請をしていない者に係る当該申請は、第二條第一項の規定による被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧原爆医療法第三條第二項の規定により交付された被爆者健康手帳は、第二條第二項の規定により交付された被爆者援護手帳とみなす。

第五条 旧原爆医療法第四條の規定により行った健康診断に関する記録の作成及び当該記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 施行日前に行われた旧原爆医療法第七條第一項に規定する医療の給付については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第七條第三項に規定する指定医療機関であるもの又は旧原爆医療法第十四條の二第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関であるものについては、第七條第三項に規定する指定医療機関又は第十五條第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第八條第一項の認定を受けている者は、当該認定に係る負傷又は疾病について第八條第一項の認定を受けた者とみなす。

第九条 施行日前に行われた医療に係る旧原爆医療法第十四條第一項に規定する医療費又は旧原爆医療法第十四條の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第十六條第二項の規定により任命された委員である者は、第四十一條第二項の規定により任命された委員とみなす。

2 前項の委員の任期は、旧原爆医療法第十六條第二項の規定により任命された日から、起算する。

(原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二條第二項又は第三條第二項の認定を受けている者（旧原爆特別措置法第四條の二第二項の認定を受けている者及び旧原爆特別措置法第七條第二項の規定により医療特別手当又は特別手当の支払を一時差し止められている者を除く。）は、第二十一條第二項の第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の裁定を受けた者と

みなす。

2 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五條第二項又は第五條の二第二項の認定を受けている者（旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書の認定を受けている者及び旧原爆特別措置法第七條第二項の規定により健康管理手当又は保健手当の支払を一時差し止められている者を除く。）は、それぞれ、第二十一條第二項の第二号受給者又は第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第四條の二第二項の認定を受けている者（旧原爆特別措置法第七條第二項の規定により原子爆弾小頭症手当の支払を一時差し止められている者を除く。）は、第二十一條第二項の同条第三項第一号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書の認定を受けている者（旧原爆特別措置法第七條第二項の規定により保健手当の支払を一時差し止められている者を除く。）は、第二十一條第二項の同条第三項に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二條第二項の認定を受けている者（旧原爆特別措置法第七條第二項の規定により医療特別手当の支払を一時差し止められている者を除く。）は、第二十六條第二項の認定を受けたものとみなす。

6 前項の規定により第二十六條第二項の認定を受けた者とみなされた者に対するこの法律による医療手当の支給は、同条第四項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

第十二條 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二條第二項又は第三條第二項の認定の申請をしている者に係る当該申請は、第二十一條

第二項の第一号受給者に係る被爆者年金を受け権利の認定の請求とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五條第二項又は第五條の二第二項の認定の申請をしている者に係る当該申請は、それぞれ、第二十一條第二項の第二号受給者又は第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第四條の二第二項の認定の申請をしている者に係る当該申請は、第二十一條第二項の同条第三項第一号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書の認定の申請をしている者に係る当該申請は、第二十一條第二項の同条第三項第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなす。

5 第一項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者（第三項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者（以下この項において「原子爆弾小頭症加算適用者」という。）を除く。）に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は旧原爆特別措置法による特別手当と、第一項及び第三項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者のうち原子爆弾小頭症加算適用者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は旧原爆特別措置法による特別手当及び原子爆弾小頭症手当と、第三項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金（同条第三項第一号に規定する被爆者年金の額の加算に係る部分に限る。）

は旧原爆特別措置法による原子爆弾小頭症手当とみなす。

6 第二項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は、旧原爆特別措置法による健康管理手当とみなす。

7 第二項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者（第四項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により同条第二項の認定を受けた者（次項において「保健手当加算適用者」という。）を除く。）に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は、旧原爆特別措置法による保健手当とみなす。

8 第二項及び第四項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者のうち保健手当加算適用者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は、旧原爆特別措置法による保健手当とみなし、当該保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書に規定する額とする。

9 第四項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金（同条第三項第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る部分に限る。）は、旧原爆特別措置法による保健手当とみなし、当該保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書に規定する額から旧原爆特別措置法第五條第三項本文に規定する額を控除して得た額に相当する額とする。

10 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二條第二項の認定の申請をしている者に係る当該申請は、第二十六條第二項の認定の申請とみなす。

11 前項の規定により第二十六條第二項の認定の申請とみなされた申請により同項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の医療手当は、旧原爆特別措置法による医療特別手当とみなし、当該医療特別手当の額は、旧原爆特別措置法第二條第三項に規定する額から旧原爆特別措置法第三條第三項に規定する額を控除して得た額に相当する額とする。

申請とみなされた申請により同項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の医療手当は、旧原爆特別措置法による医療特別手当とみなし、当該医療特別手当の額は、旧原爆特別措置法第二條第三項に規定する額から旧原爆特別措置法第三條第三項に規定する額を控除して得た額に相当する額とする。

第十三條 第二十一條第二項の規定により被爆者年金を受ける権利（この法律の施行後に支給事由が生じたものを除く。）の認定を受けた者（附則第十一條第一項から第四項までの規定により認定を受けた者とみなされた者を含む。）に対する被爆者年金の支給は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

第十四條 平成七年六月以前の月分の旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の支給については、附則第十二條第八項、第九項又は第十一項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第十五條 この法律の施行前に旧原爆特別措置法第七條第一項の規定によりされた届出は、第三十條第一項の規定によりされた届出とみなす。

第十六條 施行日前に受けた介護に係る旧原爆特別措置法第八條に規定する介護手当の支給については、なお従前の例による。

第十七條 施行日前に死亡した者に係る旧原爆特別措置法第九條の二に規定する葬祭料の支給については、なお従前の例による。

（健康診断の特例）

第十八條 原子爆弾が投下された際第一條第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者は、当分の間、第四條の規定の適用については、被爆者とみなす。

2 厚生大臣は、速やかに、前項に規定する者の状況について調査しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第十九條 この法律の施行前にした行為及びこの

法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 旧原爆医療法第四条に規定する健康診断及び旧原爆医療法第六条に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に關して知り得た人の秘密をこの法律の施行後に漏らした場合には、第四条に規定する健康診断及び第六条に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に關して知り得た人の秘密を漏らしたものとみなして、第五十六条の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

老人保健法の一部改正

第二十一條 老人保健法の一部を次のように改正する。

第四十九條中「十分の二」の下に「(原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)第十五条第一項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る医療等に要する費用については、その十分の三)」を加え、「十分の四」の下に「(同項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る老人保健施設療養費等に要する費用については、その十分の六)」を加える。

第五十條中「」に要する費用」の下に「(原子爆弾被爆者援護法第十五条第一項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る医療等に要する費用を除く)」を加え、「老人保健施設療養費等に要する費用」の下に「(同項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る老人保健施設療養費等に要する費用を除く)」を加える。

第五十二條中「十分の二」の下に「(原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)第十五条第一項に規定する一般疾病医療費の支給の

対象となる負傷又は疾病に係る医療等に要する費用については、その十分の三)」を加え、「十分の四」の下に「(同項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る老人保健施設療養費等に要する費用については、その十分の六)」を加える。

地方財政法の一部改正

第二十二條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とし、第八号の六を第八号の五とする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十三條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)第十二條第三項若しくは第十七條第一項に、原子爆弾被爆者の医療等に關する法律第十二條第四項若しくは第十四條の四第二項を、原子爆弾被爆者援護法第十二條第四項若しくは第十七條第二項に改める。

(国民健康保険法の一部改正)
第二十四條 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第二十五條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第二十六條 施行日前に行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六條第一項に規定する社会保険診療について、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正)
第二十七條 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

(地方税法の一部改正)
第二十八條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のよう改正する。

第七十二條の十四第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

第七十二條の十七第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十九條 法人の事業税の課税標準の算定に当たつての旧原爆医療法の規定に基づく医療の給付につき支払を受けた金額の益金の額への算入及び当該給付に係る経費の損金の額への算入については、なお従前の例による。

2 個人の事業税の課税標準の算定に当たつての前項の医療の給付につき支払を受けた金額の総収入金額への算入及び当該給付に係る経費の必要経費への算入については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)
第三十條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号十の(三)を削る。

厚生省設置法の一部改正

第三十一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律(昭和四十三年法律第五十三号)」を削り、「及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」及び「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

第六條第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改め、「並びに」を削り、「定めること」を「定め、並びに被爆者年金を受ける権利を裁定し、及び被爆者年金の額を改定すること」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平成七年度において約千七百億円の見込みである。

十二月二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律案

問さるるを「質問させ、並びに被爆者等に対して医療手当を支給する」に改める。

別表第三第一号十の(三)を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

第三十一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律(昭和四十三年法律第五十三号)」を削り、「及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」及び「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

第六條第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改め、「並びに」を削り、「定めること」を「定め、並びに被爆者年金を受ける権利を裁定し、及び被爆者年金の額を改定すること」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平成七年度において約千七百億円の見込みである。

十二月二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律案

別表第三第一号十の(二)中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に、「被爆者健康手帳」を「被爆者援護手帳」に改め、「並びに」を削り、「質

問さるるを「質問させ、並びに被爆者等に対して医療手当を支給する」に改める。

別表第三第一号十の(三)を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

第三十一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律(昭和四十三年法律第五十三号)」を削り、「及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」及び「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

平成六年十二月十四日印刷

平成六年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局